

昭和四十四年四月十六日（水曜日）

ておきます。

○石田(有)委員 すでに五月の中旬に発足するといふことまで決定したと報ぜられておるわけでありま。農林大臣がそういう重要な問題について、しかも昨年は一年間国会で論議されまして、長谷川農林大臣はその衝に当たって、各党間の調整に当たってこられた大臣でありますから、昨年のいきさつはよく御承知なであります。長い間すでに論議されてきた問題を、まだここではっきりしたことは言えないといふことは、これは私もそうであるといふことは、これは私にまゐりません。もう五月半ばに発足するといふ状態のものを、いまだにはっきりしたことは言えない、これでは私も本委員会における審議に應ずるわけにはまいりません。

あわせて……(発言する者あり)聞きなさいよ。あわせて、こういう問題がある。食糧法の施行令の五条の五並びに六条、この施行令の改正によって、本法である食糧法を拘束しようとする準備が進められておる。一体、施行令というような行政府がかつてにつくることのできるものによつて本法を拘束するといふようなことは、これは国会の審議権を無視するものであつて、稲富委員が数回にわたつて論及されましたが、この点は非常に重要だと思ふのです。私せんたつても触れたのでありますけれども、生産費をはるかに下回る米価を決定して、再生産を確保することを旨として定めた米価とはいえないわけでありま。本法を政省令で拘束するといふようなことが行なわれるとすれば、国会における審議権というものを無視するものであつて、行政府がかつてに法律を拘束することができるといふことは、これは許しがたいことである。

私は、単に米価審議委員の選任の問題、団体の代表の問題だけで審議はできないといふのはありません。いやしくも国会の審議権を行政が拘束するといふようなことは許しがたいことであつて、この問題は当然議院運営委員会の問題であり、国会対策上の問題でありますから、したがつ

て、この問題が明確にならない限り、私は本委員会の審議を続けるわけにはいかないと考える。これは当然でしょう。いつでもそんなことをやっておつたら、国会は要らないことになる。国会で法律をつくつても、政省令でどんどんそれを拘束するといふことが行なわれるに至れば、委員会の審議というものは全くナンセンスといわざるを得ないのであります。この点については、やはりどうして明瞭にしなければならぬ問題であると考えるのであります。これは委員長の方でしるべきことではないでしょうか。手続をとつていただく。私が申し上げるように、委員会が審議しても、本会議で審議しても、法律を政省令で拘束するといふようなことは、これは許さるべきことではないでしょうか。そうなることをば委員会の審議といふものはできない、こう私は考えます。これはひとつ理事会等でしるべく処理をされるように要望いたしまして、私は、それが明らかになるまで、質疑を続けるわけにまいりません。

○榎垣政府委員 お答えを申し上げて御参考に供したいと思ふのでございますけれども……

○石田(有)委員 答弁は要らない。聞いていない。議員の質問のないのに何も答弁する必要はない。

○丹羽委員長 答弁してください。

○榎垣政府委員 委員長のお許しを得て、お答えを申し上げます。

御指摘の点は、食糧法第三条の第一項の、米穀の生産者が政府へ米を売り渡します場合の規定について、私も第三項の第一項の規定は、何れも申し上げておきますように、食糧法第一条の目的を達成するために、米穀の生産者から強制的に米の買い入れを命ずることができるといふ権限を政府に与えた規定であるといふふうに理解をいたしておるのであります。

その際、いかなるものを用いかなる手続で政府に売り渡さなければならぬようになるかといふことは、命令の定めるところにより、命令で定めるものを政府に売り渡すべしといふふうになつてお

りますから、その関係を、従来も施行令の五条の五もしくは施行令の六条等で規定をいたしておるのでございます。

でございますので、食糧法一条、三条の基本的な目的に全く反するような命令を規定することはもちろんできませんけれども、現在の米の需給関係のもとで、食糧制度運営上必要な規定を命令で書くことは、これは政府に授權をされておる範囲内のことであると理解せざるを得ないのでございします。でございますから、政省令をもって法律を規制するといふような、そういう考え方では毛頭ないといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○丹羽委員長 この場合暫時休憩いたします。理事會をこの場で開きますから、お集まりを願ひます。

午前十一時十四分休憩

午後一時三十八分開議

○丹羽委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

農業協同組合法の一部を改正する法律案及び農地法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。樋上新一君。

○樋上委員 大臣にお伺いするのですが、昭和三十七年における農協法の改正により、農協は組合員の委託により、農地等の貸し付け運用信託及び売り渡し信託ができるようになったわけですが、農地等の貸し付け運用信託制度と、今回の農業経営受託とはどのような目的なり、またその性格の相違があるのか、この点を明らかにしていただきたい。

○長谷川國務大臣 その点については、こまかくいま局長から説明をいたさせます。

○池田政府委員 今回、農業経営の委託を農協が受けることができるという改正法案の内容を御審

議願つておるわけでございますが、ただいま御指摘のように、三十七年だったかと思ひますが、農協法の改正が行なわれまして、農地の信託を受けることができる、こういう規定が入つたわけでございます。この目的がやや似ている点が、率直のところを申し上げますとあるわけでございます。要するに、それぞれの農家が農地を持つておりまして、それを自分の力で経営するといふことがなかなかできないような事情がある場合に、それを農協に委託するといふような形で農地の効率的な運用をはかる、こういうような趣旨から申しますと、共通している部分がかなりあるわけでございます。

ただ、違います点は、今回ののは経営の委託でございます。農地の所有権は依然として委託者の手元にあるわけでございますけれども、農地の信託の場合におきましては、所有権が農協に移転をする、こういう形式的な違いがあるわけでございます。

○樋上委員 農協等が農業経営の受託をするにあつて、受託料等の受託契約の内容、これがどのようなものか。また、この受託行為及び受託料の高低等のいかんによつては、農家等にとって大きな影響を与えることが予想される。そこで、この点はどのような調整及び指導を行なうとするのか。また、農協が受託経営を行なう場合の形態は、どのような方向に持つていこうとされるんですか。

○池田政府委員 農業経営の委託を行ないます場合に、当然組合員と農協との間で委託の契約が締結されるわけでございますが、私もその契約の内容といふものは、当然その両者の話し合ひで定まるものではございしますけれども、これは非常に重要な問題でございしますので、一つのなるべく望ましい方向に実は指導をしたい、こういう気持ちを持つておるわけでございます。

それで、大体的な方向をこくかいつまんで申し上げますと、それをやる場合には、農協としてははつきり特別の部門計算と申しますか、独立の会

計みたいなものを設けまして、その収支の内容を明らかにする、これは当然組合としては必要である、それからさらに、組合員との関係におきましては、農協が一定の委託料の支払いを受けるわけでございますけれども、これにつきましては、最も好ましい形というのは、やはり定額の受託料を受ける。その受託料の金額というのは、先ほど申し上げましたように、そういう部門計算をいたしましたものを基礎にきめるといふことになるわけでございますけれども、定額のとにかくそういう受託料を受けるというふうなことで、非常にはつきりした委託関係を取り結ぶということが必要であるというふうに考えておりますので、そういう線で指導をいたしたいと考えておるわけでございます。

○樋上委員 では、今後農協による農業経営受託を積極的に推進される方針であるのか。また、経営受託に際しての基準等はどのようなものなのか。また、特に農業基本法にいう自立経営農家の育成及び協業の助長等の諸施策を遂行するにあたって、農業における受託経営が、これら施策との関係においていかなる位置づけをするのか。また、農協に受託する農地はどのくらいを見込んでおられるのか、これらの点をお伺いしたい。

○池田政府委員 私どもは、今回の農協法の改正による農業経営の受託というものにつきまして、これはもちろん一つの新しい方向でございますが、現在のいろいろな農業事情のもとにおきまして、そういう制度を活用することによって、農地の有効利用をはかるということの適当な農家があり多数あるわけでございますので、そういうものを足がかりにいたしまして、極力広く利用していただくように指導したいという考えでございますが、同時に、私どもの今後の運用の方針といたしましては、いわゆる協業と申しますか、集团的生産組織というようなものを助長していくという線とつながりながら運用をしていくというふうなしたいという考えを持っているわけでございます。これは当然、農業基本法でうたっております自立

経営の育成あるいは協業の助長ということの線に沿ったものであると私どもは考えておるわけでございますが、そういうような心組みで、極力そういうものを足がかりに今後協業の助長をしていきたい、こういう考え方でいるわけでございます。こういう経営の受託というものによりまして、どの程度の農地が対象になるかということでございますけれども、これは何ぶんにも新しい事例でございますので、的確に今後このくらの農地がこの対象になり得るといふことは、実はいまの段階では申し上げかねるわけでございます。またそれにつきまして、具体的にどうこうということをお願いする見通しは、実は持っていないわけでございます。

○樋上委員 農協に経営委託した組合員で、農業経営の全部を委託した場合、これら組合員の農協に対する関係、特に組合員の資格はどのようになるのか、この点を伺いたい。

○池田政府委員 特定の組合員が、かりに五反から五反の水田の経営を従来していた、それを全部農協に委託をしたということになりますと、これは農協法の組合資格の規定から申しまして、実は正組合員としての資格がなくなるわけでございます。そういうようなことでございまして、私どもはやはり準組合員として扱われることになるというふうに考えているわけでございます。

○樋上委員 今回の改正で、組合員の世帯員または地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し、貯金または定期積金を担保として貸し付ける、こういう場合、これを員外利用分算の計算上組合員とみなすことにしている。そして、今回貸し付け事業についてもこれを対象としているが、改正案にいう地方公共団体以外の営利を目的としない法人とは、具体的にいかなる法人を対象とするのか伺いたい。

○池田政府委員 これは別段政令等で指定をするということではございませんけれども、私どもが念頭に置いて考えておりますのは、やはりそれぞれの町村等におきまして、たとえば土地改良区と

いうような団体、あるいは農業共済組合といったような団体がございますので、そういうようなものがやはりこれの対象になるであろうというふうな考えているわけでございます。

○樋上委員 農協の目的は定款第一条に規定されており、事業計画の基本方針なり事業方針として具体化するわけですが、はたしてその方針を実践しているのか。事業報告においては出てこないで、事業量、収支、財務等の報告しか行なわれない。また、年度途中の理事会においても、基本方針の実施状況や目的実現の検討はほとんどなく、また、経営層としての機能を発揮していないように思うのです。今日の農協は事業量や損益が問題であって、目的はどうでもよいというように見られる。行政検査や中央監査もこのことはあまり問題にしていけないと思うのですが、これはどうですか。

○池田政府委員 私どもは、事業計画を立てますときには、これは総会の議決事項でございますから、当然総会で相当検討した上で事業計画が決定を見るという性質のものでございまして、そういうものにつきましては、総会において十分組合員の納得を得られるように説明し、あるいは必要に応じて討議をするということが望ましいわけでございます。

ただ、いま御指摘がございましたように、組合の事業規模等が相当大きかったりいたしまして、必ずしもそういう点について組合員が十分討議をするというようにならないで、機械的にきまつてしまふというような事例が間々あるわけでございます。これは非常に遺憾なことであるというふうに従来考えているわけでございます。私どももやはりあるいは県当局が、農協の検査等を通じて、そういうようなことについて適切に行なわれてない場合には、当然指摘もし、その改善も指示しているわけでございますけれども、確かに一部御指摘のように非常に機械的に流れて、組合員が十分理解しないでそれが行なわれているというような事例があることは事実でございます。

で、私どもも、そういう点はさらに指導を徹底する必要があると考えておるわけでございます。

○樋上委員 農協の経営分析による農協の部門別純損益を見ますと、黒字部門は信用と共済のみであります。反面、販売部門の赤字は毎年続いております。この販売部門の赤字の原因が、特に青果、畜産部門における価格の不安定、また集荷費、施設費の増大にあるということは従来から指摘されているとおりであります。この原因の解決のためにどう努力してきたか、またこのほかにも原因があるのではなからうか、こう思うのですが、この点はどうでしょう。

○池田政府委員 農協の損益の状態は、確かに御指摘のとおりでございます。信用事業というものはわりあいにかつちりしたものでございまして、確かに事業計画のとおりいくわけでありまして、その他の青果でございまして畜産等の部門では、なかなか予定どおりいかないというような点がございまして、それから、やはり農協としては比較的好く発展をしている部門でございまして、そういう点で、確かに十分でない点があるというふうに考えるわけでございます。

ただ、これも当然組合員の利益のためにやっているわけでございますので、農協自体が収益をあげるといふことが目的ではございませんので、とくとしてそういうふうな状態になるというふうな私どもも理解しているわけでございます。

○樋上委員 私は、農協の販売体制に問題があるのではなからうか。というのは、流通段階において、現実の事業に対する機能は、大量販売がしばしば不利な結果をもたらしたり、また中央市場から地方都市に逆送される出荷物の割合も非常に高い。東京都の場合には三〇から四〇%にも達するようだ。この点は改善すべき点が多いのではなからうか、こう思うのですが、どうでしょう。

○池田政府委員 御指摘のような事例は、当然組合といたしましては組合員の利益になるような販売をするということで、中央市場に出荷をしたところ、その中央市場において荷が相当たまりま

で、その上でそういう事業を実施するという指導をしていくわけでございます。

農協の内部にもそういう反省は非常にございまして、最近、購買事業なり販賣事業につきましても具体的な三カ年計画というふうなものをきめまして、そういうことに対する反省の上に立つて事業をやろうということになっておるわけでございます。私も、もちろんそういう線で極力指導いたしたいと考えているわけでございます。

○農谷川国務大臣 お尋ねのような、このごろたくさんあつちこちからいろいろなお話を承っております。したがって、制度あるいはまた内部の管理の問題、これらとあわせて理事者の自覚を促さなければならぬ、こういうような考え方に立ちまして、近ごろ農林省としては、そういうような考え方のもとに、各県にも通達をいたしておるようなわけでございます。

○樋上委員 まあ、上のほうからそういうぐあいに指導されているんですけれども、これは農協の職員のことばであります。私たちがノルマ、ノルマで、個人別推進グラフが宿直室に張つてあると言ふんですね。そして追いつて立てられる、どうだと言ふ。そして少し売れなかつたら、給与やボーナスにつながる。こういうことを考えると、やむを得ず実績をあげなければならぬ。実績をあげなかつたら、無能者のくく印を押されてしまう。このような営利第一主義に走つた農業者不在の農協の姿勢に対し、私は非常にそこに問題が出てくると思ふんです。この点を十分考えられて指導監督していただきたい、こう思ふのでございます。

次に、加工利用その他の部門も、従来から赤字部門でありまして、三十八年以降特に赤字額の増加傾向が見られてきている。これら部門は、一面では販賣部門の付帯事業の性格を持っています。ここの赤字の問題は、販賣事業と同一の基盤にあるといえましよう。しかし他面では、近年増加する傾向にある農協のサービス部門が含まれ、これに関連した施設費の増大も見がすことはできないように思ふ。政府は、これら毎年起こる一連の

赤字部門をどうするのか、その具体策をお伺いしたい。

○池田政府委員 農協の経営全般の問題といたしましては、実はかなり赤字組合というのが減少しております。大体全体の五割程度というふうな私どもも承知しているわけでございます。これは逐年減少をしております。

ただ、中に入りますと、先ほど来御指摘のようないろいろな問題がございます。いまお話しした加工——むしろ共同利用関係の事業のお話だといふふうに承知するわけでございますが、これにつきましては、私もやはり事業の性格からいいますと、当然その利益をあげるべき部門ではないので、組合員の利益、組合員の利用に役立つように運営するというのが一番ねらいでございます。

最近、農協等もこういう農業生産につながるような利用事業に、かなり熱を入っているわけでありまして、私も、こういう傾向というのは非常にけっこうなものであります。助長したいと考えておるわけでございますが、やはり赤字を出すというところは、これはあまり好ましくございませぬので、そういう赤字を出さないように、また、むしろあまり利益の出ない、組合員の利用に便利のような利用料なりなんなりをきめるといふのが、一番いいのではないかと今うふに考えているのでございます。

○樋上委員 農協の今日の姿はそういうふうになっておらない。農協の今日の姿は、組合員の意思を離れてしまつておる。そして農協の経営のために貯金を集め、農協のために購買事業を営むといったぐあいに、生活必需品や生産資材等を組合員に買わせ、消費拡大を助長し、組合員を機械化貧乏に追い込むといったようなことも起きておる。これではだれのための農協か、こういうぐあいに私たちが思うのですが、こういう問題に対して政府はいかなる指導、またいかなる方針を考えておられますか、重ねてお伺いしたい。

○池田政府委員 まあ、組合の組織なり事業がある程度発展いたしてまいりますと、本来の目的を

忘れました、事業のための事業というような感じになる場面が往々にしてあるわけでございます。確かに現在の農協の事業を振り返つてみますと、そういう点があるわけでございます。私も、そういう批判に対しては率直に反省をして、そういう批判を受けないような事業をすべきであるといふふうに考えておるわけでございます。もちろん大多數の組合におきましては、本来組合員の利益に合致するような事業方式がとられているといふふうには思ふわけでございますけれども、そういういま御指摘のようなこともかなりあるわけでございます。

私もやはりこの際、さつき大臣からの御答弁もありましたが、組合の役員がもう少し自覚を新たにしまして、農協ができた当初あるいは産業組合の当時の精神に立ち戻つて、本来の趣旨に即した事業活動をするべきものでございまして、そういう線につきまして、従来も努力しているつもりではございますが、なお欠けているところもあると思ひますので、さらに農協中央会ともよく話し合いをいたしまして、努力をしたいと考えております。

○樋上委員 農業関係融資の残高は、およそ二兆円近くになっておる。その一部はすでに返済期に入り、農協窓口では返済するべきものが借りかえ、すなわち制度金融の返済を農協融資に肩がわりされたり、また返済のための出かせぎ、財産処分等が出ておるといわれているのです。このように農業生産過程に投入された資本が、その生産合理化の成果によつて回収されないとするならば、組合員及び組合の経営は行き詰まるといった大きな問題が出てくる。このことを認識しておられるでしょうか。また、この原因はどこにあるかと考えられますか。

○池田政府委員 これは地方によりましてかなり事情が違つてございまして、確かに一部の地方におきましては、御指摘のようなことがあるわけでございます。原因といたしましては、いろいろな災害等が原

因になりまして、そういうような事態を生ずる場合が比較的多いようにも考えるわけでございます。私も、たといばいまの災害等でなかなか償還ができないというふうな場合には、制度資金の貸し付け等については、その事情、事情に応じまして適宜猶予をするというふうなことも実はやっておるわけでございます。やはりそういうものを通じて、極力農協組合員、農民の実態、それから組合の信用事業の実態に応じまして適切な手を打ちたい。従来もそうしているつもりでございます。

○樋上委員 この問題は、生産過程のみ資本整備を進め、つまり、流通過程の資本整備が進まないところに一因があるのではないかと思ひます。政府は、この問題に対する解決策を考えていられるのか、あるならば、それを具体的にここに示していただきたい。

○池田政府委員 私ども、いまの農業の実態からいたしまして、生産面における資本整備というものも、必ずしも十分ではないように思ふわけでございます。もちろん機械等につきましては、最近かなり投資額もふえておりまして、非常に機械化は進んでおるようには思ふわけでございますが、今後さらにその点考えなければならぬ点があるように思ふわけでございます。

いま御指摘のように、流通面におきましては、なお一そうその点の手当てができていないというのが事実でございます。いろいろな農産物の価格等でも、流通段階がうまくいっていないために、農民の手取りが少ないというふうな事例が非常に多くあるわけでございます。従来もいろいろな流通改善施策ということで知恵は出しているわけでございますが、なかなか問題がむずかしいので、一ぺんに成果をあげるというところまでは至っておりませんが、私も、今回の総合農政の中でも、やはり流通面の対策というのを非常に重視しているわけでございます。

○樋上委員 改正案では、組合員のために事業の遂行を妨げない限度において、金融機関等に

対する資金の貸し付けを、員外利用分量の計算の対象外としてできることとしている。これはコーローン等をさすと思うのですが、これは現在において相当多額にのぼっている。農協本来の目的からいえば、農協預金等は、組合員の必要とする資金等に還元するのが本来の姿なんです。この組合員のためにする事業を圧迫しない限度とはいかなるものか、また、農林省はどのように指導する予定なのか、この点お伺いしたい。

○池田政府委員 金融機関等に対する貸し付けでございますが、これは性格的には、私どもは貸し付けというよりは、むしろ余裕金の運用であるというふうに考えているわけでございます。余裕金の運用でありますから、当然組合員の貸し付けに支障を生じない範囲内においてやるわけでございます。趣旨はそういうことでございますが、やはり私どもは、具体的な基準を設けて指導したほうがよろしい、こういう考えでございます。

たとえば、金融機関貸し付けでございますならば、貯金残高の二割以内というふうな、はっきりした基準を設けて指導したいと考えているわけであります。

○樋上委員 昨年の三月十三日、農林省は農業経営に関する意識調査の結果を発表しましたが、この中で、農協に対する農業者の意識があげられていたのですが、ここで再び私は発表してほしいのです。また、この農業意識調査の結果に対して、政府はどのような見解をお持ちなのか。

○池田政府委員 いま手元に私、資料を持ってまいたのでございまして、私の記憶では、農協の事業に対する組合員の意識としては、かなり適切に事業が行なわれているというふうな考えの者、あるいは、どうも組合員の利益という点からいうと非常に不十分というふうな考えの者、あるいは、農協の事業に対して特にあまり関心を持っていないというふうな者、それぞれ大体似たような数字であったように私、思うわけでございます。確かに、これはある意味で農協のいまの実態をあらわしているのじゃないかというふうに感じ

ているわけでございます。

○樋上委員 農業経営をよくするために、総合農協は積極的に取り組んでいるかとの問いに対しては、積極的がわずかに三三％であった。本来農業者のための農協であるべきなのに、農協に対する支持層が非常に少ない。この原因は、農協経営者の積極性の不足、また、農協職員の不協が圧倒的に占められていると思うのですが、この点はどうお考えになっておりますか。

○池田政府委員 これは、先ほど先生から御指摘のございましたような、たとえば購買品等で、組合員の要望というより、むしろ組合の事業の都合で、相当無理な押しつけ方をするというような事例が間々あるわけでございまして、そういうような点から見ると、どうも組合員としては、農協がほんとうに自分たちのために事業をやっているかどうか、非常に疑わしいというふうな疑問を持つ場合があるわけでございます。

しかし私どもは、やはり大部分の場合においては、組合というものは当然組合員の利益のために事業が行なわれているわけでございまして、もし組合がなかったという事態を考えますならば、さらに高い品物を買わなければならぬ、あるいは自分たちの生産品をもっと安く売らざるを得ないという事態があるわけでございまして、現に日本の場合には、協同組合組織というものが非常に発達しているものから、それを振り返ってみると、かなり不満が多いというのが、いまのような数字が出てくる事情であろうと思うわけでござい

ます。そうであるからといって、それでいいんだというわけでももちろんございませんので、今後大いに努力する必要があるというふうに考えているわけでございます。

○樋上委員 この調査において、特に農協に対して望んでいるものは、生産技術の指導が多い。そういうのを望んでおる。そして、現在の農協の仕事の大部分を占めている営農資金の貸し付け、農産物の販売、農業資材のあっせん等は一割にも満たない。このような農民の意識をくみ取っていな

いのが農協であるとするならば、これは大きな問題であると思う。農民に対する生産技術の指導は、一体どのようにされているのか。

○池田政府委員 農業技術の指導につきましては、御存じのとおり、農業改良助長法によります普及制度がございまして、主としてその組織によりまして技術指導をやっているわけでございまして、農協は農協として、やはり組合員の営農に密着をしているわけでございまして、当然また別の観点からの指導が要るわけでございます。

私どもは、以前でもそうでございましたが、どうも組合というものは経済面に重点が置かれて、生産面に対する力の入し方が足りないではないかという御批判があるわけで、事実ある意味ではそうだったと思うわけでございまして、最近その点、農協側でもかなり反省といいますが、今後積極的にそういう事業を進めようという機運があるわけでございまして。たとえば営農指導員の数だけで見ましても、かなり増加をしております。現在一万二千人くらいいると思っております。現在に力を入れてきておる。

それから、最近営農団地構想というのがございまして、これは生産面から消費までをつなげまして計画的な生産、出荷をやる、こういうことで、私どもは、これは非常にけっこうな考え方で、大いに援助をしたいということで、今般、農業近代化資金等でもその辺のめんどろを見ようというところになっておるわけでございます。

○樋上委員 近年、農協に対していろいろな批判を聞くのですが、それは食管制にあぐらをかく農協、いわゆる農協の官僚化、さらに行政への過度の依存による従属、その結果、農協の自主性が実質的にそこなわれている、こういったぐあいではなからうか。政府はこのような批判に対し、今後農協をどのように育てていくのが正しいと思うか。また、農協の本来あるべき姿について明確にお答え願いたい。

○池田政府委員 農協が、最近自主性がなくなっているという御批判でございますが、私どもは

一面においてはそういう点はあると思いますが、また一面においては非常に自主性があるというふうな、いろいろな事態で実は感じている点もござい

ます。ただ、米の扱いの問題等で、農協が従来の制度の中で、かなり安定的な保護を受けているというふうな点はございまして。そういうことからいうう批判が出てくるのだと思うわけでございまして、やはり農協というものは新しい農業の情勢に応じて、本来あるべき方向にかじをとって事業をしていくのが本来の趣旨でございまして、そういう点につきましては、それぞれの事態に応じて十分検討の上、正しい方向をとってほしいと念願しておるわけでござい

ます。○樋上委員 農協本来の職能であるところの、広意味での経済活動の面であるが、近來の農協は、企業的な傾斜が著しいといわれておる。いわゆる農協が農協であるという本質からいえば、いかなる場合でも組合員の立場において事業は行なわれなければならない。その根本がやもすると忘れ去られ、ひたすら農協の経営的な利益追求に進むという傾向が現出しておる。これは容易ならぬ問題でありまして、農協のこういう姿勢や考え方は改革していかなければならぬと思うのですが、どうで

しょう。○池田政府委員 確かに、御指摘のような傾向がございまして、私どももこれにつきましましては十分反省し、そして是正して正しい方向にいくべきであるというふうに考えているわけでござい

ます。そういうようなことは、農協の内部でもそういう反省がございまして、いろいろな検討会、たとえば農協の系統事業の研究会というものをくりまして、これに対する今後のあり方というふうなものを検討し、結論も出すというふうなことをやっておりますので、私どももそういう方向を通じて必要の御指導は申し上げたい、こういう

考えでござい

ます。○樋上委員 先ほどちょっとお伺いしたのです

が、購買事業において、十分な市場調査もしないで購買店舗の増設をはかる傾向があります。そのため赤字の増大となるといったケースが多い。また、生産資材の分野において、大規模化による在庫の増加、荷渡しの不円滑、経費の増大などが採算悪化の原因となっている例が各地に見られるのですが、このような新規事業は一切農協にまかせていいのか、また、農協は組合員に相談もせずによつてもいいのか、指導監督機関はどうなっているのか、お伺いしたい。

○池田政府委員 そういふような新しい事業を始めます場合には、当然これは事業計画の中ではつきりするわけでございまして、事業計画というのは総会の決議事項でございまして、組合の全体の承認を得た上でやるといふたてまえのものでございまして。そういうことなしにやられていふことは、私はおそろくそういうことではないといふふうに考えているわけでございまして。

先ほど御指摘がありましたように、総会の運営というものが非常に形式に流れまして、ほとんど素通りみたいなことになっていくために、そういうものに対する組合員の理解が十分でない、あるいは検討が十分なされていないという場合があるのではないかと気がいたします。特定の農協等で、確かにいささかどうかと思われるような事例もございまして、私もそういう点については今後大いに反省をし、また、そういうことのないように指導したいと考えておるわけでござい

ます。

○樋上委員 農協について、年一回県、中央会によつて経営監査が行なわれているようですが、これはどのように行なっているのか、また、なぜ二本立てで行なわねばならないのか。さらに、農協の経営調査は、全農協に対して行なわれているようにですが、いかなる理由でこうなっているのか。

○池田政府委員 現在の農協に対する検査等の体制でございまして、これは行政庁による検査と、農協中央会によります監査と、二本立てになつて

いるわけでございまして。これは大体似たようなものではございまして、若干細点が違うわけでございまして、どちらかというところ役所のは、業務が本来の法律なりあるいは定款に定められた方向に沿つて、適確に行なわれているかどうかという点が主眼でございまして。それから農協の監査というものは、農協の事業をよりよくするための見地が主になるということで、若干ニュアンスの違いがあるように思ひます。

現在はそのうちでやっているわけでござい

ますが、いずれも人員あるいは予算等に制約がございまして、なかなか本来あるべきところの検査が行なわれていないのが率直なところでございまして、たとえば総合農協でございまして、行政庁によります検査は年間四割程度行なつております。それから、中央会の監査は一年に大体四分の一ぐらいはやっていると、こういうような実態になつていくわけでございまして。

○樋上委員 昨日資料をいただきましたが、不正の問題ですね。県及び農協中央会によつて指摘された件数が非常に多い。この内容については、前委員会会でわが党の石田議員がいろいろ不正を指摘いたしまして、全貌はまだ言うておりませんけれども、これは農協に對し会計監査のずさん、場当たりの融資等経営のずさんさがあげられておるのですが、こういった点は農林省は具体的に掌握されているのか。ただ報告のみをとられておつて、監督ということに對しても一つ積極的にでないのか。

これはこの前、二月二十五日の分科会で、わが同僚議員の田中委員がお伺いしたのですが、福岡県件原農協の不正融資の事件で、これは農協が二億円を黒瀬銀光株式会社に貸した。これはゴルフ場の土地ですが、その黒瀬銀光が倒産してしまつた。そこへいろいろのブローカー、または代議士等が入り込んで、この問題に紛糾を來たしておる。これは大臣が一応調査をしますとおっしゃつていましたが、その後どうなつていますか。

○長谷川國務大臣 この問題につきましては、二月中だったと記憶しておりますが、御質問がございまして、その後本問題については、いろいろ県を督促いたしまして調査をいたしました。

結論として申し上げますが、仲原農協の不正事件については、その善処方につきましては、県当局を指導してまいりましたけれども、最近に至りまして、農協及び組合員に被害が及ばないように処置ができました。こういうふうな御通知をいただきました。したがつて、今後かような事件が再び起らないように、十分指導監督をしてまいらるつもりでございまして。

さらにもう一つの件でございまして、名前は別に申し上げませんが、この件につきましては、県からいまだ確たる通知を受け取つてはおりません。

○樋上委員 もう一つあるのです。福岡県の農協では、四十三年十二月末の一千五百億円の貯蓄運動に際して、達成が不能になつたために、各農協に對して二重の試算表を作成させて、そして二百億余りの数字を粉飾させ、しかも、県連の会長の指導のもとにこれを実施しておる。もしそういうことがないとおっしゃるならば、県信用農協連合会が提出の試算表と、農協の試算表を調査したらば、はつきり出ている。これは御存じございせんか。

○長谷川國務大臣 いま御指摘の件については、まだ報告を受けておりません。

○池田政府委員 仲原農協の問題は、先ほど大臣から御答弁がありましたようにございまして、いまの後段のお話は、実は私も事務当局も全くいま初耳でございまして。これにつきまして、さつそく調査をいたしたいと考えております。

○樋上委員 これは、こういう試算表の粉飾ということはもちろん一つじやなしに、ほかにもあると私は思うのです。こういう問題は徹底的に調査をしてもらわなければならぬと思うのです。また、いま大臣がお答えになりました調査結果では、組合員に被害を及ぼさないようにするという

けれども、どうしたかという結果報告をあとでとつていただきたい、こう思ひます。あとどうしたか、どういふ結論になつたか、後日組合員に對してどうしたかというところを報告してもらいたい。これで蔵内代議士が五千万円の約手をこの農協へ出しておるのです。これは御存じですか。この代議士が約手をここに出して、この倒産した農協に對して出している。どういふ関係でどういふうまいに約手を出したり、これを押さえないものがあるのか、この点がどうもすっきりしないものがあると思ひます。だんだん掘り下げてみますと……。

○池田政府委員 仲原農協の問題でござい

ますが、いまの約手云々の話は、私も県から何ら報告を受けていないわけでございまして、先ほど大臣から御答弁申し上げましたことをもうちょっと補足して申し上げますと、こういう結論になつておるわけでございまして。

二億、若干端数がございしますけれども、仲原農協が黒瀬銀光の会社に限度超過の貸し付け、その他成規のものも一部ございしますが、大部分は限度超過の貸し付けでございまして、その貸し付けを行ないまして、その金がこげつき状態になつていたわけでございしますが、その後農協がその投資対象になつておりました土地の取得をいたしました。その土地の譲渡をしたわけでございまして。その譲渡をいたしました結果、その代金の回収ができました。農協の貸し付け金の返済が大部分できたわけでございまして。ごく一部、若干不足額がございしましたが、これにつきましては当然役員が責任でございまして、役員が補てんしまして、そういうことで全部回収ができたというところで、組合員には迷惑をかけないで済んだわけでござい

ます。大体そういう結論になつておるわけでござい

○樋上委員 このような数多くの検査指摘の結果に對して、政府が迅速に解決をはからうとしていない。いままでとつてきた対策は全部時期が過ぎ

す。この問題に対して組合員は不安がつておる。

過日の委員会においても、農林省は、単位農協の場合には都道府県の責任である、農林省の責任でないというふうなことを言っておられたように思いますが、農林省農協課の役目は一体どういう役目であらうか。

○池田政府委員 前回お答え申し上げましたのは、直接的には、単位農協の監督は県知事の所管でございますので、第一次的には県当局の責任である、こういうことを申し上げたわけでございまして、したがって、農林省としては何ら責任はない、こういうふうな言っておるわけではないわけでございまして、当然農林省といたしましては、農協の運営が適法に行なわれるように指導するといふ責任はあるわけでございまして、また県当局が、適確な検査なり指導監督を行なうのをさらに指導する、こういう責任はあるわけでございまして、私どもはそういう意味では、全く責任がない、何らの責任がないというふうには毛頭感じておらないのでございまして。

そういうふうなことで、私どもは、たとえば農協の不正事件につきまして、先般御質問がございました後でございしますが、従来もしばしばございしておりますが、さらにそういう不正事件が起きないように、ひとつ特段の留意をしてほしい、どういふ点について留意をするかというところは、従来しばしば通達を出しておりましたが、その事件のおおむねの原因というものがわかっておりますので、そういうものについてさらに特段の留意をした上でひとつ指導してほしい、それからそういう事例がありましたときには、直ちに本省のほうに報告をするようにという指令をまた再び出しまして、私どもは今後そういうことに対する不祥事が起きませんようにさらに努力をしたい、こういう強い考え方をしているわけでございします。

○樋上委員 じゃ最後に、こういういろいろな会計面の不正、またいろいろな問題は、県信連の監督のずさんさからきていると考えられるのですけ

れども、やはり責任は当然農林省に最後はあると私は考える。もし責任が農林省にないとするならば、この主管行政庁に対する農協法を改正する考へはないか、これはどうですか。

○池田政府委員 ただいま、先ほど御答弁申し上げましたような考え方を私どもは持っているわけでございまして、農林省としては、農協の事業が適確に、適法に行なわれるというのを指導する責任を持っているわけでございまして。

ただ、現在の段階で直接的に、たとえば単協の検査等を直接農林省がやるというのは、これはやはり実態に合わないという感じでございますので、その体制につきましては従来どおりいきいたい、こういう考え方でございまして。

○樋上委員 じゃ、十分監督の点についてお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○丹羽委員 農協法の質疑の際、昨日保留いたしました点について、公正取引委員会にきょうは若干の質問をいたしたいと思ひます。

まず、公取にお尋ねしたい点は、公正取引委員会も政府機関の一環をなしているわけでありますから、内閣が農協同組合法の改正に着手したその過程においては、政府内部において十分検討論議を尽くしておると思うわけでございまして。したがって、農林省が昨年の一月あるいは二月にかけ農協法改正の案を作成した内容なるものは、農林省の草案に基づきますと、第一の改正点は農協による農業経営の受託、第二の改正点は信用事業に関する規定の整備、第三の改正点は連合会の会員の議決権及び選挙権の数の特例に関する改正、第四の改正点は専属利用契約に関する規制の緩和、第五の改正点は組合の第二会社に対する出資等の適正化、第六の改正点は総代会の権限の拡大、第七の改正点は農事組合法人制度の整備、その他所要の事務上の改正ということになっておるわけでありまして。

〔委員長退席、湊委員長代理着席〕

この七項目に及ぶ改正点の中には、私ども社会

党として以前から、農協法の改正を通じてこれらの点は、時代の進展に農協が合致し対応した仕事をやるためには、改正が必要であるということを目指しておるところであります。

ところが、今回の改正の内容を見ますと、われわれがむしろ改正すべきであるということを目指し、また七項目に及ぶ改正点の中で、これはすみやかに改正するのが適当であるという点については、今回の改正案の中には盛り込まれていないわけ

です。

その経過をいろいろ検討しました結果、政府部内において、特に農林当局と公正取引委員会の間においていろいろ論議検討をした結果、たとえば、第四の改正点である専属利用契約に関する規制の緩和、これの当時の改正案の構想は、「農産物の流通改善と共同利用施設の効率的利用を図る見地から、専属利用契約がより積極的に活用されるようにするため、専属利用契約の契約期間に関する制限を現行一年以内から五年以内とする」とともに、組合は、専属利用契約の締結を拒んだ組合員に対しては、その施設の利用を拒むことができる」とする。これは現行法の第十九条一項、二項の規定を、このように改正するという当初農林省の考えであったわけであります。これを政府部内において検討された結果、公取の強い意思がありまして、ついにこれは今回の改正からは見送るという結果になったわけです。

政府部内のことです。それから、法案提出の形が内閣提出として提出された案件を、われわれは立法院の立場で審議するわけでありますが、これは従来から、農協の性格づけあるいは運用の原則的な問題として非常に重要視された問題でありまして、政府内部の農林省は、この点を改正すべきであるという考えを持ち、また政府機関であるところの公取においては、独禁法の見地からと思ひますけれども、これは改正すべきでない、こういう見解の不一致で、改正案をこの項については提出できなかったということになっておると思ひますので、この際公取の立場で、率直な見解を当委員会

において披露してもらいたいわけです。

○柿沼政府委員 昨年農協法の改正案につきまして、農林省から私ども協議を受けまして、私どもは私的独占禁止法の立場からこれを検討いたしました、二つの点について問題点があると思ひまして、農林当局と話し合いをいたしたわけでございします。

その一つの点は、議決権に関する問題でございまして、これはある程度調整した案が、現在の法案に盛り込まれておるところでございします。それからもう一つの点は、ただいま御指摘のございました組合施設の専属利用契約についての条項でございします。

私ども独占禁止法の立場から、公正かつ自由な競争を促進する観点で本問題を見ておるわけでございしますけれども、ただ、協同組合の目的から見まして、当然ある程度独占禁止法と調整を要しなければならぬ問題があることは、私どもも十分承知しておるつもりでございします。それで、ある部分につきましては、協同組合法は適用除外の条項を持つておるわけでございしますけれども、本条項が、やはり公正かつ自由な競争の促進という観点から見ますと、独占禁止法と抵触いたします点、独占禁止法といたしましては、長期にわたって組合員の事業活動を拘束するような排他約款をつけた取引をすることは、やはり好ましくないと、基本的考え方があるわけでございまして、現在の農協法第十九条は、そういう独占禁止法の考え方との調整された点に立っておるというふうな私どもも考えておるわけでございします。

この事態を要するよう新しい事例の提示がありました場合には、私どももいたしまして、そういう実情に応じて再検討する余地は持つておるつもりでございしますけれども、昨年お話し合いをいたしました段階におきましては、この条項を変えんことは不適当なんではないかという見解を示しまして、御了解を得たということでございます。

○芳賀委員 それでは、立法上の事例だけでき

うは議論をしたいと思いますが、たとえば現行法の場合、一年の期間の範囲内ということに十九条の第一項はなっているわけですね。農林省は五年以内ということに改正しようとしたわけですが、この期限の範囲内ということになれば、それでは一年以内であればいいが、五年以内ということであれば、これは長期にわたるから差しつかえがある、あるいは三年以内であればよろしいとか、この一定期間の範囲内ということに対して、一年以上は絶対だめだという論拠はないと思うのです。五年であれば現行の一年の五倍の期間になるから、これは長過ぎるとか、二年あるいは三年の範囲内であれば、これは法律の運用上あるいは効果的の期間になるかもしれぬとか、いろいろの判断があると思うのですよ。

だから、そこで一年をこえる期間ということとは絶対独禁法上から見ても同意できないということか、あるいは三年以内というような期間であれば同意できるというのか、その点はどうなんですか。

○柿沼政府委員 これは独禁法の立場から申しますと、排他約款をつけた取引は望ましくないというのが基本的な立場でございますが、おそらく農協法立法当時の話し合って、当時の事態をもととして現在の条項ができておるのだと思います。

それで、実際の契約を行ないます場合には、契約自体はこの条項には拘束されるわけではございません。排他約款をつけるのが一年ということと制限されておるわけでございますけれども、それが一年でなければいけないか、二年でなければいけないかという問題につきましては、実際現在の法律を改正する必要があるとすれば、その実情に即して、私どももいたしまして、相談に乗っていきなさいというふうに考えております。

○芳賀委員 だから、内閣として改正の必要を感じて、現行一年を五年にしようとしたわけですが、必要がないのにただだに法律の改正をする

るなんということは、これは政府内部においても避けられると思うのです。必要最小限度に現行の改正をはかるといふのが、内閣提出の場合の態度だと思われませんか。だから、これは期間に関することですから、一年以内であれば現行法があるのだから、いいとか悪いということとは公取として言えないわけですね。だから、五年は長期にわたるからいけないということであれば、一年と五年の範囲内の、たとえば三年以内であればいいというふうな判断を、公取としては持つておるかどうかという点です。

○柿沼政府委員 現在でも排他約款つき取引は、政府の定められた——政府のと申しますか、国会の御制定になりました独占禁止法の不正な取引方法には抵触する規定であるわけでございます。あくまでも例外として現在の規定ができておるわけでございます。

その例外を延ばす場合には、農協法のたてまえといたしますと、それを延ばすことの必要性があつての御主張であることは私もわかるわけでございますけれども、独禁法で定める不正な取引方法の例外になるわけでございますので、はっきりした根拠を見せていただきたいということと話し合ひをいたした次第でございます。

○芳賀委員 いや、私は期間の問題だけに限定して質問しておるのです。だから現行の一年というものは、これは公取といえども批判も否定もできないわけですね。だから五年の改正が長過ぎるということであれば、この一年をこえる期間ということが絶対いけないという判断でこの改正に不同意を示したのか、五年では長過ぎるが、あるいは農林省と調整をはかつて、二年とか三年の範囲内であればよろしいという弾力的な見解を持つておつたかどうかなんです。一年以上はだめだという見解とすれば、それはつきり言つてもあらばいいのです。政府内部のことをわれわれあまり容喙したくないですけども、事は重大な問題ですからね。大臣よく聞いておいてくださいよ、たいへんな問題ですから。

○柿沼政府委員 期限を幾らということでは、話し合ひはいたしませんでした。

○芳賀委員 おかしいじゃないですか。まず第一の改正が、十九条本文の一年以内の期限というものを、五年以内の期限に改正するというわけだから、期限上の問題で話し合ひをしない、ただ抽象的に、農協の運用はこれ以上強化するのはどうも感情的におもしろくない、だからだめだということになったわけですか。公取というのは、そういうものじゃないと思うのですがね。

○柿沼政府委員 五年という御提案があつたわけでございます。それで現在の独占禁止法のたてまえから申しますと、不正な取引方法に該当する形の取引に相当する条項を認めようということでございます。それから、特にそういうことを必要とする根拠について、いろいろ伺つたわけでございますけれども、十分委員会を納得させるだけの説明が得られませんでしたので、承認いたさなかつたというところでございます。

○芳賀委員 それでは十九条二項の改正点。これは現行法では、組合員が組合との間において専属利用契約の締結を拒んだ場合、組合はその組合員が拒んだことを理由にして、農協の施設を利用することを拒んではならないということが、十九条二項の現行の規定のわけですよ。この規定が強く働いておるわけですから、たとえば専属利用契約を締結する意義、目的というのは、これは帳消しになっておるわけですね。だから、この二項の作用というものを、われわれは、たとえば昭和三十七年の農協法改正のときにも政府と論議をして、これは未解決に終わつて今日に至つた問題であります。

今度の改正は、現行二項を削除して、それにかわつて今度は、組合員が農協との間において専属利用契約の締結を拒んだ場合は、農協はその組合員に対して、組合の施設の利用を拒むことができるということになるわけだからして——今度の改正に出ているのじゃないですよ、最初の農林省の案ですよ。その案が改正案になつて出てくれば、今

度はいままてと逆に、第二項というものが第一項をさらに強化する役割を演ずるというふうなことに変わつてくるわけですね。この点については、公取としてはどういふ見解を示したわけですか。

○柿沼政府委員 その条項が、非常に構成員である利用者を拘束するという意味を持った条項であると思われました。したがって、私どももいたしましては、そういう改正は好ましくないという見解であつたわけでございます。

○芳賀委員 それでは、これとあわして、農林省は私の言うような提起はしなかつたと思ひますが、現行法の一項はそのままにして、第二項を削除するという改正を行なうという提起を農林省がした場合、公取としてはどういふ見解を示す予定ですか。

○柿沼政府委員 そういう形で委員会にははかつてございませぬけれども、その場合には、だいたい感觸は違つてまいらぬと思ひます。ただ、五カ年間必要とするというふうな実情については、私どもも具体的な事例について御説明をお願いしたのでありますけれども、委員会を納得させるだけの資料が得られなかつたような状況であつたわけでございます。

なお、その点についての資料がいただければ、事情は若干違つてくるのじゃないか、こういうふうにかへておられます。

○芳賀委員 ですから、これは国会の立場で公取に尋ねておるわけですし、公取の皆さんとしては、この農協法をはじめ、独禁法二十四条の規定から適用除外行為として示されている組合というもの、何と何というところはわかつておるわけですね。だから、その適用除外組合の場合には、これを放任しておけば、どういふところに独禁法上の問題が生じるかというところは、あらかじめ予見して研究されておると思ひます。だから、単に農林省が五カ年以内にしたとか、拒むことができないようにする、この第二項が一項の目的を抹殺するような働きを果しておるわけですからして、

その作用をなくさせるためには、第二項の削除の改正ということも当然有効な措置になるわけですね。

だから、農林省がそういうような意思を示した場合——これはあくまで仮定の問題ですけれども、そのときには、第二項を削除するということは、公取の立場からいってあくまでも同意できないという見解を示すかどうか、この点をこの際明快にしたいと思います。

〔委員委員長代理退席、三ツ林委員長代理着席〕
○柿沼政府委員 具体的に期限を変える必要があるという事態につきましては、私どもも今般協議を受けましたときに、私どもとしての立場でもって相当調査をいたしたわけでございます。それで、それを必要とするような新しい事態は、私どもとしても確認できなかったわけでございます。

○芳賀委員 いや、あなた、私の質問の趣旨がわからぬわけじゃないでしょう。答弁をそれしておるだけですけれども、現行法の中で、十九条の第二項だけの削除を行なう改正を農林省がかりに行なうとした場合には、公取はそれを受けて同意するか不同意かということ、念のために聞いておるわけですよ。見解いかんということをお願いしておるわけですよ。

○柿沼政府委員 独占禁止法のほうの立場から申しますと、現行法はこれを削除いたしましたけれども、実情はあまり変わりないと思います。独禁法のほうからは、違反の事例があれば、独禁法違反の事態が生じてくるものというふうに考えておりますから、その削除自体については、委員会としては特に意見はないのじゃないかというふうに考えております。

○芳賀委員 意見がないということは、そういう場合には不同意ということにはならぬというわけですね。同意できないというだけのことに限って——公取の意見というのは、やはり政府部内でも重きをなすわけですからね。賛成できない、同意できないという以外の場合には、これは沈黙しておってもいいし、能動的にそれは同意しますと

言ってもいいが、不賛成、不同意のときに限って、政府部内でこれらの問題を取り扱う場合には、やはり公取の見解というものを相当重視するので、公取としても重要事項については、正式の委員会を開いて、この点に対してはどうするかという見解を明らかにするとか、あるいはまた政府においても次官会議等を開いて、方針をきめるというところになっておるわけですから、いま事務局長が、この点については問題点と考えておられぬと言われたことは、これは、別にこの削除を行なっても差しつかえはない、反対、不同意はしないというところと同じ意味の答弁だと思うのですが、どうですか。

○柿沼政府委員 私は、たぶんいま御質問のとおりだというふうに考えております。

○芳賀委員 それではこの点はわかりました。そこで、むしろこちらから参考までに申し上げますが、実は農協の事業年度というのは一年なんですね。事業の開始と終わる時期というものは、農協の定款によって一致しておりますが、特に事業年度というものは、一年ということになっておるわけなんです。だから農協が適正な事業を進めるということになれば、やはり毎年毎年の事業年度内における事業をいかにして円滑適正に進めるかということが一番大事なことであるので、事業年度の一年ということが尊重されれば、無理に五年とか七年とかいうことでなければならぬというふうには、私も実は考えていないのです。考えていないということは、それほど重きをなすと考えていないわけですが、公取のほうはえらく五年とか三年にこだわっているという点が、私と公取との間におけるこの問題に対する判断が非常に違っておる点です。

私どもとしては、毎年毎年の事業年度内の事業というものは、順調に組合員の利益を守って伸展していくという条件が満たされればそれでいい。しかし、長期にわたるほうが連続性があるし、持続性がありますから、運営する農協としては、それに越したことはないというふうに考えられるわけでありまして。

○柿沼政府委員 農林大臣にお尋ねしますが、どうも農林省と公取の問題点の詰めが未熟で終わったのじゃないかと思うのですよ。三十七年の当委員会の改正点に対する議論のときも、この十九条二項が非常に第一項を弱める作用をするので、せめてこの第二項を削除する改正というものは——われわれの判断では、別に独禁法上この第二項がなければ第一項は不当であるということにはならぬじゃないか、この点すみやかに善処すべきであるというふうなことを——当時は坂村吉正君が経済局長だったのですよ。いまのように農政局が農協を担当するのじゃなくて、経済局がやっておった時代ですからね。その坂村君がもう国会議員になつて、だいぶ頭を薄くしておるわけですが、これは多年の懸案ですよ、七年間の。だから年限だけにこだわって、それで肝心の専属利用契約に関する改善措置を実のあるものにできなかったということは、どうも遺憾にたえないわけですね。これ一つだけでもやれば、あの改正なんかしなくてもいいのですよ。そういう点は大臣としてどうお考えですか。

○長谷川国務大臣 専属利用契約についてのお話でございますが、私がお聞きしていた公正取引委員会の意見と、ただいまの局長の意見とは、私の聞いているのとはだいぶ相違しております。ただいまの局長の御意見がそれでよろしいというのならば、また考えは別だろうと考えられます。したがって、その詰めに入った初めを私は知るわけではないのですけれども、そういうふうに私は伺っております。ですから、それについての意見は、ただいまの局長の判断によつた御答弁が、それによろしいというならば、またその考え方は別だろうと思ひます。

○芳賀委員 次に、柿沼局長にお尋ねしますが、先ほど言われた第二の点の議決権に関する事項については、農林省という協賛した結果、これは調整ができたと言われたわけですが、どういふところに問題があったわけですか。その議決権に

○柿沼政府委員 議決権につきましては、二点問題点の提起がございまして、一つは、組合員の事業利用分量の額に基づいて、二個以上の議決権を与える問題でございまして、それからもう一つは、組合員の数に基づいて二個以上の議決権を与える問題でございまして。

このうち、事業利用分量の額に基づいて二個以上の議決権を与える問題につきましては、農林省と話し合いの途中で、これは入れないことに決定になった次第でございます。

○芳賀委員 それはどういうことですか。何か資本重点的なことになるとかということですか。人権尊重で頭数だけで議決権の差をつけるということにしまして、実際の経済事業を行なう団体——これは連合会以上の法人に限ってですからね。個人では、農協法の規定によるいわゆる正組合員の資格者である農民、みずから耕作に従事する農民に対しては、今回の改正も一人一票の原則を守っておるわけですね。ただ、地方の連合会、中央の連合会に対しては議決権を不同にするということですから、その場合、その事業利用分量という点も、これは全く軽視するわけにはいかぬではないかと思うのです。われわれはこの点はもう絶対に認めないという態度を持っておるわけですから、どうしたらいいというわけではないですが、しかし、会員の頭数とそれから事業利用分量と、両面から議決権の基準をつくるという農林省の申し出に対して、事業利用分量のほうだけ削ってしまったら、会員数だけでいいというその根拠をもう少し明らかにしてもらいたい。

○柿沼政府委員 協同組合の制度を、独占禁止法の適用除外を認めております趣旨は、やはりこれが民主主義のたてまえなり、それから個々の零細な事業者を保護するということだてまえから適用除外が認められておるのだと思ひます。したがって、一般の経済的な事業者と競争できるように立場が出てまいってくるに従ひまして、やはりその

適用除外の程度を制限していかなくちゃならないことになるのじゃないかというたてまえから、その点につきまして御協議申し上げた次第でございます。

○芳賀委員　そこで、この独禁法に基づいてどうかという点を局長が言われたわけですが、第二十四条、この法律の規定を適用しない行為、第二十四条一項の一、二、三、四の各号に規定されておるわけですが、その一は、「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とする」と、この事業者というのは、これはいわゆる農協法でいえば、これは組合員ということになると思うのです。連合会の場合には会員とみなせると思うわけです。それから第二の規定は、「任意に設立され、且つ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること」と、三は、「各種組合員が平等の議決権を有すること」と、四は、「組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること」と、この一、二、三、四の各号の規定が、これがいまの農業協同組合法の内容に合致しているわけですね。一の場合には、これは利益を、営利を目的としないということが組合法第八條に明記されておるわけですから、それから第二の場合には、これは任意設立制ですから、加入、脱退の自由の原則というものは、農協法二十条、二十一条で明確になっているわけですね。これも問題がない。第三の一人一票の平等の議決権あるいは選挙権の規定も、これも明らかに決つておる。それから第四の利益分配の場合にも、これは法令で明らかに八割以内ということが規定されておるのです。現行法によると、一、二、三、四のそれぞれが全く独占禁止法の適用除外の組合員ということになるわけですね。

そこで、いま局長が言われた点は、第三の「各組合員が平等の議決権を有すること」これが連合会段階においては変わってくるわけですね。単協の場合には、従来同様平等の議決権が維持されるが、地方の連合会の場合には、会員である農協が一個の議決権の場合もあるし、あるいは三個の議

決権も持つことができる。中央連合会においてもそういうことが言えると思うのです。都道府県及び中央連合会の中で、特に独禁法と関係のあるものは、経済行為を行なう、販売事業を行なう販賣農業協同組合、あるいは購買事業を行なう購買農業協同組合、信用協同組合もありますが、この販賣、購買の事業を行なう連合会が、今度は会員の議決権が平等のものでないというふうな、今回の改正案が通ればそういうことになるわけですね。そういうことをわかっておりながら、それを問題がないとして認めたということはおかしいじゃないですか。四つのうち一つくらいは狂つておかまわれないという考えであれば別ですが、公取としてはやはり独禁法に準拠して、明確な厳格な規定づけを行なった上で見解とか行動をさるべきだと思うのです。

○柿沼政府委員　現在の規定についての御指摘は、ただいまの御質問のとおりであらうかと思われま。ただ、現在のわが国の同様の法制の中で、生活協同組合法におきましては、人数につきましては、今般の改正案のような除外法もできておりまして、その範囲であります。独禁法の一に示している精神を逸脱しているということは言えないのじゃないかということ、そのところまで承認したということでもあります。

○芳賀委員　第十九条の一年を五年に延ばすことには、ばかにこだわってがねばって、そこは押えて、大事な適用除外の中で、特に会員、組合員の平等の権利というものは、公正取引委員会ではあまり重要視して守らないでもよいと考えているのです。取引部面だけ公正に行なわれれば、組合員や会員の権利というものは、独禁法上は第二義的なものとして扱うということなんですか。

○柿沼政府委員　これは第二義的に扱うということではございませんで、独禁法の精神というものがございまして、それから現行法は、わが国全体の法律体系というものがあろうかと思ひます。そういう観点を総合いたしまして、この程度まではい

いのじゃないかという判断をいたしたわけでございます。

それから、一年と五年は違うか違わないかというところでございませうけれども、経済の見通しといふたしまして、一年と五年の間には、やはり相当大きな違いがあるというふうな考えをしております。

○芳賀委員　それでは、たとえば将来、そういうことは絶対あり得ないと思ひますが、単位農協の段階で、一番基礎をなす組合員に対して議決権を不平等にするというふうなことをかりに農林省が考えた場合、これも二十四条一項三号の規定はどうでもよいというふうな、同じ態度で、それも公取としては同意するということなんですか。

○柿沼政府委員　その辺のところも、やはり相当きびしい態度で委員会としては臨まなければならぬわけですが、ただいま御提案のような問題につきまして、委員会では御提案をやるかというところについては、現在、私はここで御返事は申しかねます。

○芳賀委員　あなたは事務局長だから、これ以上深く追及はしないが、独禁法の厳密な規定からいふと、この二十四条一項三号は、これはもう今回の農協法の改正に同意を与えたことで死文化したと同じです。法律が通らなければいいが、一たん法律が通ってしまったら、この規定に對抗して、いや、農協法はもう議決権を不平等にしてあるのだからということ、これは死文化するということとはわかつておるのでしょうか。

○柿沼政府委員　協同組合に関する独禁法の規定の精神をできるだけ生かす範囲内で、実際の実情に即する結論を下したということだと思ひます。で、直ちに、死文化するということには従えないのじゃないかというふうな考えをしております。

○芳賀委員　そこで、あわせてお尋ねしておきますが、一体公正取引委員会は、この農業協同組合法における組合員の権利規定と義務規定というものをどういうふうな考えておるのですか。農協といふのは、非常に組合員に対して権利擁護に偏重しているような立場で法律はできておるわけでは

ね。

しかし、農協という組合法人あるいは社団法人が正常に運営されるということになれば、やはり加入、脱退の原則の上に立つて、加入した組合員に対して、農協の運営の方針に基づいて一定の忠実義務を課するということが当然のことじゃないですか。それが経済面の農協と組合員の取引行為であるというふうな認められた場合には、いろいろな組合員の立場から見た義務の履行というものの対しても、それを要求し、あるいは拘束することが、直ちに独占法の規定に抵触するというような判断がもしあるとすれば、それは誤りだと思ひます。農協の何たるかを知らない者の見解だと思ひますが、その点はどうか考えておるのですか。

○柿沼政府委員　協同組合が団体として行動いたします場合に、個々の構成員についてある程度の拘束をしていくということは、私は、これは団体行動として必要だろと思ひます。

ただ、その拘束が行き過ぎまして、農協全体の利益を追求するのに急であるあまり、協同組合の組合員の立場について行き過ぎた拘束がなされること、また協同組合の精神を没却するものであるというふうな考えをわけございまして、その辺は、やはり協同組合全体の精神を生かしていくという線、公正取引委員会も農協法に対して対処していかねばならないと考えております。

○芳賀委員　どうもそういう点はまだ考えが未熟だと思ひます。たとえば、農協の事業の中で販売事業とか購買事業というのがあるでしょう。これは普通に考えれば、販売事業というものは、農協が取り扱う物資を組合員に対して販売する行為が販売事業というように、常識的には考えられやすいのです。それで購買事業というのは、組合員が生産した農産物あるいは畜産物を、組合員から農協が購入する、それがいわゆる購買事業というふうな世間一般では理解しやすいのです。ところがそうじゃないですからね。それは農協の主体をなすものは組合員ですから、組合員が主体になつて事業は行なうわけですから、あくまでもこ

これは組合員本位に事業というものを規定するわけでしょう。

だから、組合員の生産した農産物を農協という組合員の組織を通じてこれを他に売却処分する、その行為を販売事業というわけですね。それから購買関係についても、組合員が主体となって、自分のつくった農協の組織というものを活用して、必要な生産資料や生活物資を他から購入して、そうして組合員がそれを消費する、生産に利用するということが、これが購買事業ということになっておるわけですね。

だから、農協対組合員という人格を対等に設定して、組合員は横暴だからけしからぬとか、独禁法に抵触する行為であるとか、組合員を拘束するというような間違つた判断が往々にしてまかり通つておるわけですね。こういう点は、農林省のPRが足らぬというか、いまの政府内部においても、農協とはどういふものであるという点を、農林大臣として、はっきり閣議の席上でも何でも堂々と語って聞かすぐらいの自信を持ってもらわなければ困ると思うのです。

だから、加入、脱退の問題もそうでしょう。それからリコール権の問題にしても、あるいは総会招集の場合は、正組合員のうちの一部の組合員の連署で総会を要求した場合には、これはどうしてもしも総会を開かなければならぬということになっておるわけですね。また役員リコール権の場合にも、十分の一の組合員が役員改選の請求をした場合には、これはその手続が適法であれば、役員改選の総会を開かなければならぬということになっておるわけですね。だから、少数の組合員に対しても、農協法ぐらい少数の組合員の立場、権利を尊重しておる法律規定はないのです。

その反面、義務規定というものは非常に弱いわけですね。たとえば、出資の払い込みであるとか、賦課金の支払いであるとか、あるいは農協の施設を一定期間利用しない場合、そういう場合には総会の特別議決で除名することもできることになっておるが、とにかく加入、脱退の原則の上に立つ

た農協が、みだりに仲間の組合員に対して、おまえさんは農協を利用せぬから除名するとか、出資の払い込みを怠つておるとかいうことで、そうみだりに除名措置なんかできるものでもないのですよ。

だから、そういうようなことを考えた場合、組合員が全体の意思で定款をつくつて、その中にこの専属利用契約の規定も、これは定款上明らかにするわけですから、それは定款をつくつた全体の組合員が、その事項の利用とか実施の義務に進んで当たるというところは当然だと思ふのです。それを効果的にしようとするれば、いや、それは独禁法上の問題に抵触する、けしからぬというようになことを政府内部で言うようですが、この点は今後十分注意してもらいたいと思ふわけですね。

最後に、こんなことは聞くまでもないですが、内閣提出の場合には、政府内部で各省と公取との間においても意見の調整をはかつて、調整できない場合には、その改正は見合わせるということになる。これはあり得ることですが、しかし、それはあくまでも政府が内閣提出という形で法律案を出したときだけの問題であつて、本来の立法院において、われわれが立法院の権威の上に立つて法律をつくり現行法律を改正するという場合には、公取といえどもそれをとどめるとか、同意しないなどという筋合いのものではないわけですね。これはあなたも御承知だと思ふのです。公取委員長は総理大臣を経て国会に意見を具申する機会もあるし、あるいは内閣に対して報告をする義務もあるが、立法院が法律の制定をするとか改正するという場合、これがいまいいか悪いとか、そういう権能は公取委員会にはないわけですね。

それはなぜかという点、あなた方が仕事をやっておる独禁法自身も、立法院において制定されたわけですからね。こういうことを聞く必要もないが、やはりけじめをつけておく必要があるから、ややとすると、政府が近ごろはみだりに国会を軽視しておるわけですから、法律を無視して政省令だけで何でもやれるような横暴がま

かり通つておるときですから、厳正な立場の公取のこれに対する所見を参考までに聞かしてお願いしたい。

○柿沼政府委員 政府内部におきましても、公正取引委員会は、現在の立場におきましては、委員長が直接閣議に出て各省との間に意見を調整するという立場にはないわけでございますけれども、総理府総務長官ないしは総理大臣を通じて閣議においては意見調整をいたしておるわけでございます。

それから、国会が国会の権限をいたしまして立法をいたします場合に、これは当然国会の権限としてなされることだと思いますが、現在の私的独占禁止法は、国会の皆さま方が制定いたしました法律でございます、その精神に反するような立法は、当然国会がされないかと私も確信いたしております。

○芳賀委員 そうじゃないですよ。いいですが、あとでできた法律が優先するわけですから、農協法の改正が適法に行なわれたその場合、いまの独禁法上に若干の矛盾とか欠点が生じておるといふことを認められれば、その欠点を是正する改正を独禁法上加えれば、それで問題はなくなるわけですね。そうじゃないですか。独禁法というのは永遠に手を加えてはならぬという、憲法より優位にあるようなものじゃないですか。

○柿沼政府委員 御指摘のとおりだと思います。○芳賀委員 以上で公正取引委員会に対する私の質問は終わつたわけですが、最後に、専属利用契約の問題にも一度戻らうわけですが、先ほどの事務局長の答弁によると、現行法の十九条の一項はそのままにしておいた場合、二項の規定がその一項の目的を相当減殺するような作用を持つておるが、そのために、この二項の削除という形で法律の改正を行なう場合、その場合に公正取引委員会として特別の異議とする点があるかどうかを私が尋ねた結果、その点に対しては、別に公取として特別の意見はありません。ということとは、その点の改正については、公取の立場としては別に支障

はないと思ふというふうな柿沼局長の答弁だったと思うわけですね。

ただ、念のためありますが、そうすると第二項のない第十九条の専属利用契約の規定ということになるわけですから、この規定に基づいて農協が組合員との間において適法な契約を締結するということになるのです。その場合加入、脱退の原則の上に立つて、農協に加入しておる組合員が理由なしにこれを拒むということは、ほんとうはこれはあり得ないのです。十分農協法を理解して、農協に加入しておることがその組合員の利益につながるという判断で組合員になっておるわけですから、農協が利益を目的としない第八条の規定の組合であることは、もう言うまでもないわけですから、結局、組合員の利益に奉仕する事業活動をやつておるので、その事業を順調に効率的に進めるために専属利用契約の規定、これは日本においても初めてできた法律規定ですね。

アメリカの農協法なんかによると、販売事業等については十年間の専属利用規定を設けて、組合員がその専属利用の契約を拒んだ場合には、設備の利用をさせないというだけでなく、違約についての罰則を適用するといふような、いまの日本の農協法から見れば格段の差のある、そういう協同組合法も、これは文献によると現存しておるわけですから、結局第二項をはずした場合は、現行法の十九条が期待した作用をするということはおれわれ判断できるわけですから、そうなたった場合、公取としてはさあたいへんだということでもまたあつて、独禁法の規定からどうだこうだといふようなことになると、問題がまたそこから生ずるわけですから、そういう点については、やはり厳格な態度で対処してもらいたいと思ふのです。ということとは、もう一度これについて、公取を代表した立場で事務局長の見解を再確認してもらいたい。

○柿沼政府委員 農協法の十九条の二項が削除された場合に、ある意味で現在と違つた状態が出てくるのは御指摘のとおりだと思います。

は、念のためありますが、そうすると第二項のない第十九条の専属利用契約の規定ということになるわけですから、この規定に基づいて農協が組合員との間において適法な契約を締結するということになるのです。その場合加入、脱退の原則の上に立つて、農協に加入しておる組合員が理由なしにこれを拒むということは、ほんとうはこれはあり得ないのです。十分農協法を理解して、農協に加入しておることがその組合員の利益につながるという判断で組合員になっておるわけですから、農協が利益を目的としない第八条の規定の組合であることは、もう言うまでもないわけですから、結局、組合員の利益に奉仕する事業活動をやつておるので、その事業を順調に効率的に進めるために専属利用契約の規定、これは日本においても初めてできた法律規定ですね。

○芳賀委員　だから、正当な理由というものがあるでしょう。農協法第十九条に基づいて、組合は、組合員との間において専属利用契約を締結することができるといのが、今度は二項がなくなった場合の十九条ですからね。その正当な法的な理由に基づいて適法に、農協が組合員との間において共同施設の専属利用契約、あるいはまた販売事業等に対する専属利用の契約、そういうことは適法

は、経済合理主義というものも無視するわけには
 いかない。経済合理的に考えれば、大型化してい
 くことのほうが有利なように考えられる。しかし
 ながら、前段に申し上げたような親睦性と連帯感
 というものになると、大型化しますと、これは
 官僚化しまして、ややもすると、農民の意見がす
 なおに実行に移されないといううらみがあるわけ
 です。

次に、大型化しますと、大型になるほど農民に對する、いわゆる組合員に對するサービスが低下するわけですね。私、実はある単位農協に参りまして、こういう話を聞いておるのです。なま脱農協が奨励されてまいった段階で、なま脱を經濟連から買おうか、商人から買おうかという話になった。經濟連のセールスが来たので、一体君たちの仕入れ原価は幾らなんだと言つて聞いたら、仕入

して、農民に対する、組合員に対するサービスが低下をしておるのが現実の姿なんです。大型化した場合におけるサービスの低下を、一体どうやって防ぐことができるのか。さっき橋上委員も指摘されたようでありますが、売らんがな主義で、これも私のすぐ隣の農家の話ですが、その農家はわずか一ヘクタールの水田をやっておるのに、そこへ自動耕うん機を売りにきておる。経済

性が合わないことは明らかなんです。そういう経済性を無視して、ただ売りさすればいいという、そういう姿勢を一体どう正させるように指導をされるのか。指導性がないのではないか。この点は私は具体的にだ身に感じておる問題でありまして、これに対する今後の方針を承っておきたいと思うのです。

○池田政府委員 御指摘のような事例があるいはあるという事は、私も否定をするつもりはございませんが、やはり農協の事業としては安定性ということが非常に重要でございますから、一時的に非常に安く手に入っても、それが長続きしないということでは非常に困るわけでございます。そういうような観点も、あわせて考えなければならぬのじゃないかと思うわけでございます。

それから、なお大きくなりました場合に、組合員との親密感といえますか、つながりをより強化する方策というのは、これは相当私もよく勉強していかねばいかぬのじゃないかというふうに考えるわけでございます。現在、そういう点で農協の内部でもいろいろ努力が行なわれているというように考えるわけでございます。たとえば、これは最近のことでございますが、まだしっかりしていない場合もございますけれども、いろいろな作目ごとに部会というふうなものをつくりまして、いろいろ営農面等の指導をしたり、あるいは購買事業のよりどころにしたりしておりますので、私も、やはりそういう農協の下部組織みたいなものを極力充実をする。もちろん、農協によりましては営農指導員等も相当かかえておるわけでございますから、そういうものをよりどころにしながら、やはり農協と組合員との密接な関係をつくり出すように努力をする、こういうことが非常に大事であろうと考えておるわけでございます。

○石田(青)委員 ぜひその点は行政面と中央会の指導の力の入れ方というか、そういうもので、そういう方向を明らかにしていただきたいと思うのです。

次に、いま農協という団体は自主的な運営をはかっているわけですが、各府県の各連合会の理事の選任に、かなり問題があるのではないかとおもうわけであります。現状では、各連合会の理事の選任というものはどういう方法で行なわれているか、ひとつ一般論でけっこうですから承りたいと思うのです。

○池田政府委員 これは、農協法の上で御承知のとおり、いろんな役員の方があるわけでございます。これは、それぞれの実情に合うような方式を採用するようという趣旨でございますが、私も理解しております。これは、やはり連合会の役員ということになりますと、総会において選任をするという方式が一般的には非常に多いように思うわけでございます。それで総会において選任された役員が、今度は互選によりまして会長等を選んできく、こういう方式が多いように承知いたしております。

○石田(青)委員 中央会については、法律がその選任の方法を示しておりますから、その法律に基づいて行なわれるわけでありますが、その他の各連合会というものは、おおよそそれに準じておるようであります。ただ、しかしながら、これは各県ともそのようではあります。理事の選出区域というふうなものをきめておる。大部分は郡市単位で決定をする。大きな郡も小さな郡もあり変わらない。郡市単位で理事を一人あるいは二郡で一人というふうな選出方法が行なわれるわけでありますが、その際に、郡市単位で選出される理事というものが、その選出区域内の組合長の互選によることが多いわけであります。

そういたしますと、小さな郡では、幾つも組合を持つておられない郡があるわけです。そういうところでは、一度理事になりますと、ごく限られた数名の人たちをじょうずに獲得すれば、これは公職選挙法が適用されるわけではございませんから、一年に二、三回どっかでごちそうをする、ちよいと手みやげくらいを出すというふうなこと

で、十年でも二十年でも居すわっておることができる。組合員の中から相当不平不満が出て、さういふことが、やはり農協の運営の上においていろいろの弊害を生んでおることもお認めになるだろうと思うのであります。

そこで、私はかねてから実はこれを考えておるのであります。たとえば、新潟とか長野とかいうような大きな農業地帯の県の連合会における理事の選任というものは、単に組合長のみに選出させるということには、いろいろ前段申し上げるような弊害があるので、これをひとつ二段がまえにしてはどうだろうか。農民が直接選挙人をまず選挙する、そうしてその選挙人が今度は理事を選任する、こういうことではないか、かなりその弊害は是正されるのではないかと、私を私、考えておるのです。おそらく農協法の改正にあたっては、それらの点についても御検討になったことであらうと思うのであります。

なぜ私がこういうことを申し上げるかといいますが、たとえば、せんだって農林省がやはりなろうとした自主流通米の問題で、新潟県では内山会長はまっ先にこれに賛成だ、こう言っておる。ところが、NHKでこの間アンケートを出して調査した結果、賛成は一〇％しかない。はつきり反対が六三％も出ておる。ところが、その連合会の中央会の会長であり、信連の会長であり、同時にそのほかの連合会の会長をも兼ねておる内山君が賛成をしておる。一人賛成ということになると、新潟県全体が賛成したことになるのです。

こういうふうな、農民の意思が反映しないような運営というものが行なわれるということは好ましくないのではないかと。もつと農民の意見が反映できるような役員構成にならなければならぬ。その選出において民主的であり、構成が民主的であつて初めて農協の民主化というものが行なわれるのであつて、全く農民の意思というものが顧みられないような選出の方法と構成であつては、これは今後農協にいろいろの問題を持ち込むのではな

いか、こう思うので、私は慎重にこの点は検討をしていくわけでありますが、改正の立案の過程において論議がございましたならば、ひとつ承りたいと思う。また、局長の考えも承っておきたいと思ひます。

○池田政府委員 先生のただいまのお話は、新しい観点からの一つの方法であらうというふうに考えるわけでありますが、やはり農協なり連合会の役員というものは、当然末端の組合員の意向によつて選ばれるということがもちろん大前提でございますけれども、同時に、その組合なり連合会なりの管理運営に最も適した人であるということが大事な点だと思つておるわけでございます。

そういうような点からいまして、やはり非常に民主的な方法で選びました者が、びつたりそれにはまるかどうかという点につきましては、やはり無条件でそういうふうな考えをわけにいかない点がある程度、かりにある連合会をとりまして、場合によっては、そこに常時いろいろ関係の深い人が判断をするほうが、むしろ適格な人を選べるといふ点もございまして、これはすべてではないと思ひますけれども。

そういうような観点からいまして、現在の制度は、組合員が単協の役員を選ぶ、それがまた連合会の役員に選ばれるということになりますので、ある意味では、先生のおっしゃいましたような間接選挙みたいな形にも実はなつておるわけでもございまして、そういうふうな新しい一つの御提案ではございますが、私も現状でも、運用さえよければかなりいけるのではないかと。ただ、いま農村の実態がなかなか古い点がございまして、さつきおっしゃいましたような、いろいろな選挙区制みたいなものが行なわれていても、必ずしも十分な成果をあげてないという点はございまして、そういう点については、私も大いに努力する余地があるというふうには感じておるわけでございます。

○石田(青)委員 次に、大型化した場合に、なお

従来のようないわゆる三段階制を堅持しなければならぬか。どうもこれは、単位農協がかなり大型になって、千人または千五百人というような場合に、なお三段階を存続しなければならぬという理由が非常に薄弱になるのではないか。ものによっては、もう二段階にしていけないのか。

購買事業などは、ただ伝票を通すだけで、単位農協はただ三%のマージンしか取っていないのに、県の経済連が五%のマージンを取る。品物は直接倉庫から単位農協に入っているのに、県連合会というところを通しただけで、購買品の価格がそれだけ高くなる。こういうことは、今後やはり農協運営の上においてかなり問題になるのではないかと、これらについても、相当真剣に取り組み必要があると私は考えておる。この点については、農林省としては一体どう対処しようとお考えになるのか。ことに局長は、千人以上くらいがよからうというお考えだとすれば、この表にもありますように、かなり大きなものがある。千九百九十九人というものが、四十三年では一三・七%という状態になっておるわけでありまして、これとの関連で、三段階制を固執するということには問題があると思うので、これは一体どういう方向で指導をされようとおるのか、承りたいと思ふのです。

○池田政府委員 これは、確かに非常に問題の点だと私も考えておるわけでございます。ただ、やはりこれは産業組合以来の一つの日本の農協の歴史があるわけでございますけれども、従来三段階になっておる。これは、ある部面におきましては確かに二段階でもよろしい部面が、私どももあると思うわけでございます。

ただ、やはり従来歴史的にこういふふうででき上りました一つのシステムというものは、またそれなりに非常にいい点もあると思つてございまして、私どもはこれは事業の実態に應じまして、あるものについては二段階でよろしいものに

ついては二段階の運用をする。二段階もいろいろあると思ふ。単協から県連でもよろしいというものもございまして、あるいは県連を通さずに単協から全国連につながるという場合もあると思ふ。要するにそういうような事業の実態に即して、あまり硬直的でなく、それぞれの団体が自分の役割りというものについて十分反省をしまして、それに合うような運営をしていくということが、必要であると考えているわけでございます。

農協の中でも、そういう意見はかなりあるわけでございます。過般いろいろ中央会その他で検討いたしました結果、そういう結論も実は出ておる。問題は今後の実行いかん、こういうふうにかえておるわけでございます。

○石田(省)委員 実際上これはいろいろ問題がございまして、農協の内部でも検討しておることは私も承知しておりますが、農協の内部でいろいろ検討を加えられて、その方向について結論が出たといひました。やはりだれか呼び水をしてやる、手を引っぱってやるという人がないと、そのほうがいんだということはわかつておつても、なかなかふん切りがつかないという、要するに内部の機構の整備というふうな問題もからんできまして、いいことはわかつておるけれども、実行はできないというふうなことがあるわけでございます。それから、そういう点で政府の考え方というものを、そう考へておるだけではなくて、農協内部で検討もしておるというふうなことを、この際にもっと方向を明示して、積極的なそういう方向へリードする、これは私は農林省の責任だと思つておる。ですから、これ以上は別に議論をするわけではありませんが、これは私は非常に重要な点だと思ふ。農林省の中に、おれはもう百姓で生きるんだ、こういう意欲的な若い青年が、数少ないけれどもかなり出てきておる。そうしていろいろなことを検討しておる中で、この農協の悪さというものの壁にぶつかつて、悩んでおる青年が非常に多いわ

けです。農民の中のそういう要素というものに十分対応できる農協でなかったならば、青年諸君がせつかく専業農家として生きようという希望に胸をふくらませて、そういう方向に発足した、ところが農協のその運営の悪さ、機構の悪さというものの壁で、挫折感を持つておる青年が数多く見られるわけ。そういう点でこの問題については、もっと、いままでのようなことでなくてひとつ指導性を発揮してもらいたい。これはひとつ要望を申し上げておきます。

それから、その次であります。これはかなり大きな問題なんでありまして、数年前に全購連がえき工場の株式会社移行をやりましてね。一体、全購連のえき工場、ゴム工場全部で五つの工場を株式会社に移行をする、こういうことは、農協法の第八条の営利を目的として事業をやつてはならないということとどういふ関係があるとお考えになるのか。私は、少なくとも全購連として運営されれば、曲がりなりにも農民の意見というものが反映できると、必ずしも反映できるとは私、考へておりませんけれども、まあ機能的にはそういう考へ方もできる。ところが、株式会社として別の営利団体となつてしまえば、やはり農民の要望なりをよく代表した、農民の意見に基づいての運営というものができなくなるんじゃないか。株式会社となれば営利追求の性格が明らかになるのであつて、これははなはだ遺憾千萬であつたと私は考へておるわけ。また、最近では全購連が、新潟の新しくできる東港のほうで、営利会社と合併のような形で、大きなコンビナートをつくることになっておる。やうてはならないというこの条文を要するならば、事業を行なうということ、それは一人の農民としてどうも納得ができません。はつきり言つてできません。農林省はこれに対してどう考へておるのか、今後もあることでありますので承つてお

○池田政府委員 いわゆる第二会社の問題であります。私どもは、一般論といたしましては、第八条に農協の目的が書いてあるわけでございますが、要するに、組合員のために最大の奉仕をする非営利目的、営利を目的にしないということでございます。これは合致する限りにおきましては、第二会社というものが当然存在が認められるべきものであらうと思ふ。しかしながら、組合がそういう第二会社をつくりました目的が、組合員の利益になるようにということではなしに、むしろ営利的な観点からなされるものであれば、これは法律のたてまえから許されない、こういうふうにかへるわけでございます。

全購連等のお話があつたわけでございますが、飼料なりあるいは肥料なりにつきまして、そういう第二会社をつくる場合に、いろいろな観点があると思ふ。一つは、たとえば直接そういうものに手を出しまして、安い資材を組合員に供給しようということが大前提だと思つてございまして、農協だけでやりますんで、たとえば他の企業と合併でやるのは、あるいは特許その他の関係もいろいろあるかと思ふ。また、そういうところと合併でやらないと、なかなかそういう事業をやることが困難であるという場合は、あるいは責任体制をはつきりさせまして、組合に損失を及ぼさないようにする、そういうような観点、そういうような観点があるかと思つてございまして、いづれにいたしましても、そういう八条の目的に合致する限りにおいては、認められるべきものと思つてございまして、最近、やや乱立のきらいがあることも事実でございます。

そこで、私どもといたしましては、これに対してはやはり相当厳重に、組合員がそれに対して十分な知識を持ち得るような厳重な指導をする必要があらう。たとえば、第二会社の決算の内容等は、これは総会等に報告をするということ、組合員がそれを常時はつきり把握できるように状態にすることが必要で、一部のものがそれに参画する、あるいは好ましくない、こういう考

えを持つわけでございまして、そういう面については、従来も行政指導としてやっておるわけでございしますが、さらに努力をしたい、こういう考えでございします。

○石田(宥)委員 組合員に対して、安い物資を供給することができるといふ面がないとは私は申しません。けれども、株式会社という性格は、何といたって事実上営利追求が目的になってしまふのです。そういう本質的な性格を見失ったならば、これは農協本来の使命が達成できなくなる。現にそういうさしが出ておる、私は別に一々そのまかな点をさらけ出そうとは考えておりませんけれども、まあ局長のお考えでは、その点はやはりちゃんとけじめをつけてやらなければならぬという答弁ですから、この点一そう意にとどめられて、今後十分やれるようにしていただきたいと思うのです。

それからその次に、これも資料が配られ、さつき種上委員も触れたようでありますけれども、農協の不正事件の問題であります。私、実は農村をずっと回っておりまして、不正事件として表面化してくるまでの間に、実は自主監査並びに行政監査で、すでに何年も前から指摘をされておるものが、四年も五年もたつて表面化するという事案が非常に多いのです。これは一体どういうことだろうかと、このことを、私は非常に疑問に思ふのです。県の監査なりあるいは中央会の監査なりでちゃんと指摘されておるといふことを聞いてから、四、五年たつてようやくそれが表面化してきて初めて問題になる。

どこに欠陥があるのかということはいろいろ私、実は検討してみたのでありますが、これはこういうところにあるのではないかと。組合長または専務理事などに対しては、監査の結果あなたのところにはこういう欠陥とこういう欠陥とがあるし、ここにも不明瞭な点があるぞという指摘をするのです。ところが、それは組合員にはわからないわけですよ。だから組合長が握りつぶしてしまえば、専務が握りつぶしてしまえば、組合員

には知られない。こういうことで何年かたつて、さらにその弊害が大きくなった後に表面化してくる、こういう事例がきわめて多いというのが事実です。これは、私はたくさん事例をずっと洗つての話ですから、事実認識の問題があるいはあるかもしれないし、また、あなたの方にはそういうふうにあがってきいてないかもしれないけれども、ある組合長のごときは、県の監査で、おまえのところにはこういう不正な事実がある、おまえのところがこういう欠陥があると指摘をされると、県庁へ行つて、係の課長のところへ行つて、おれの農協はおれの農協だ、県あたりで何を文句を言うか、よけいなことを言うなといつて文句を言つておつた組合長があつた。ところがついにその後やはりその不正事実が公になって、組合員が大騒ぎをした。なぜ、一体この自主監査なり行政監査というものが、もつと組合員にわからせるような手段、方法を講ぜられないのであらうかといふことを実は考えておるわけです。

それから同時に、さつきもちょっと局長は、予算なり人員等の関係でどうも十分監査ができないといふことをお答えになっておりますけれども、これは私は、予算なり人員なりといふものももちろんありましようが、それならそれとひとつあとで農林大臣にも伺いたいと思ふのでありますが、やはり農協はいま非常に重要な段階にありますが、これについては相当予算措置もしなければならぬ。それから、自主監査に対する指導といふか、そういう点にも手ぬかりがあるのではないかと、この点について伺いたいのであります。

前段申し上げるうちに、ただ組合長に警告をするというだけでしたら、農民一般にわかるような監査の結果の報告の方法をひとつ考える必要があるといふことと、いまの後段の問題について伺いたいと思ひます。

○池田政府委員 前段のお話でございしますが、非常に実態に触れた御意見で私も傾聴したわけでございますが、私どもも若干そういうような経験がございします。いろいろ問題が出てきまして、過

去の検査の結果等を見ますと、氷山の一角みたいなやつをしばしば指摘をしております。それが非常に大ごとになったといふことがございします。私も今後そういう点について、さらにそういう監査の結果の利用といひますか、それをいかに持つていくための方策について、くふうをいろいろする必要があるのではないかといふことを感じたわけでございます。

従来の考え方は、一応監査をいたしました結果は、当然理事者に指摘をいたします。理事者といふのは、当然これは組合の運営について相当な識見を持ち、責任を持っておる人である。だから、理事者に示せば当然それは直されるという前提で実は考えておるわけでございします。なかなかそれが理屈どおりにならない場合があると思つたわけでございします。また一面あまりそれを総会等で公にすると、いろいろ組合内部の紛争といふことにもなりかねないので、そこいらは私も非常に慎重にくふうをしまして、必要があらうと感ずるわけでございます。

それから、あとの自治監査の問題でございしますが、これは御存じのように、現在中央会が監査士を置いて監査をやる、それから組合におきまして監事の監査といふことがございまして、私もそれに対してはある程度の助成はいたしております。それからまた監事の監査につきましても、研修等を行つておるわけでございしますが、必ずしもどうも十分でない点が、御指摘のようにあらうかと思つたわけでございします。いままでのかつての古い制度でも、いろいろそこらについて、たとえば監査連合会といふような制度もあったわけでございますが、現状必ずしも十分でないと思ひますので、私どもも、さらにそこいらの改善につきまして、いろいろ検討、努力をしたいといふ考えでございします。

○石田(宥)委員 私、実はお互いにわかつておる問題でありますから、繰り返して繰り言を言ひませんが、これはひとつ今後、先ほども指摘したように重要な段階にありますので、行政監査につい

ても自主監査についても、やはりいま局長の答弁のように、なかなか単位農協にしても連合会にしても、いろいろな内部対立とか地位の争奪戦とかいふようなものもないことはないもので、といつてそういうことをあまり考え過ぎると監査の効用はなくなるわけですよ。この点は、その不正を正すにはやはり峻厳なる態度が必要だ。そしてそれは行政監査における農林省なり県庁なりの監査の態度であることはもちろんであるけれども、中央会の自主監査についても、やはりそれをきつて指示してやらせる必要がある。この二重監査といふものがどつちつかずになるおそれがありまして、まあ行政監査があるのだから、いや自主監査があるのだからとなつて、お互いに責任のなすり合ひのようなことになつて、不正はますます増大するといふ傾向なきにしろあらずでありますから、この点については、重ねてひとつ厳重に指導監査をしていただきたい、監査をやつていただきたい。最後に、農林大臣に伺いたいのであります。いま申し上げたような状況でありまして、不正の件数より、今度は金額のほうが非常に多くなつてきておるのです。これは、やはり大型化や事業分量が非常に大きくなつたといふことの結果だと思ふのでありますが、やはり農林大臣の監査権、知事の監査権といふものに対する人員の関係、予算の関係には――私はあれもこれもとは言ひませんが、きょうは農協法の関係でありますから、農協の監査については、十分ひとつ対応できるようにお願いしなければなりません。ぜひひとつお願いをしたいと思ふのです。

○長谷川国務大臣 きょうは、いままでの御体験から生み出した点、いろいろな御注意を承つて、傾聴しておつたのでございしますが、いろいろお話しの中から総合してみますと、やはり農協自体が、国内の経済力といふものが急速に発展をしていておる、したがつて消費者の嗜好そのものが大きな相違を来たしてきておる、これについていけないといふか、反面農民の不満があるといふような点も、これらは生産面に対するところの指

本的な立法をしなければならぬものがあるはずだ。こういうふうな農林省の考え方で、農民はこれを信頼できなくなるはずなんです。大臣、私

はこの点の大臣の所信を伺いたいのです。

そうして、この農業の危機を打開していくために大事なものは農協という組織です。ところがその農協は、いまのままでいくと農民との間に不信感が高まる一方だと思う。第一は不正の問題、この不正の問題を徹底的に管理するような方式が立たないならば、農協はますますその経理の面からも不信感を招く。さらに、農協の変な形の上層部だけで、それは新潟県に限ったものではない。青森県だって、稲作農民の大部分は自主流通米に反対の意向を持っておる。ただ、これは初めてのことだから、うまくいくか悪くなるかが未知数だ。もしこの結果が悪くいくと、うまくいかなくて、そうしてそれが端緒になって食糧制度の根幹がくずれるようなことになったならば、農協中央会を中心とする農協に対する政治的な農民の不信は高まる一方だ。そうして農民と農協との連帯性というものは弛緩し、農協は大きな危機におちいさるを得ないことが心配される状態であります。

こういう重要な観点に対して、農林大臣は、農協不正に対しては現行法でできないならば、何か立法措置が必要だ。知事に権限があっても、地方に財源がないならば国はその財源措置を講ずべきだ。いまの法律にはどうあるか知らないが、私は戦前の産業組合運動をやり、今日なお農協の組合長をやっておるが、戦前の産業組合法には、不正をやった理事を、裁判を待たずして行政命令で解任する条項があったのです。私は実は昭和八年ごろ、明治三十三年にできたこの法律で、行政命令で首を切られた一人です。農林省から出向した当時の主事というものが、私にこの法律を適用した。解任は受けたが、次の総会で私は満場一致で組合長になったことがあるが、今日、いかに民主化だか知らないが、不正をやったら、裁判の判決を待たなければ、組合の理事から引き落とすことはできない。それはリコールでできることだが、これは、明らかに今日の民主主義の浸透した現在では、あってもいい条文だと思う。明らかに不正をなしたものに

に対しては、行政命令で職務の執行を停止するとか、その権限を取り上げるということはあるにしても、いかに民主化だか知らないが、不正をやったら、裁判の判決を待たなければ、組合の理事から引き落とすことはできない。それはリコールでできることだが、これは、明らかに今日の民主主義の浸透した現在では、あってもいい条文だと思う。明らかに不正をなしたものに

に対しては、行政命令で職務の執行を停止するとか、その権限を取り上げるということはあるにしても、いかに民主化だか知らないが、不正をやったら、裁判の判決を待たなければ、組合の理事から引き落とすことはできない。それはリコールでできることだが、これは、明らかに今日の民主主義の浸透した現在では、あってもいい条文だと思う。明らかに不正をなしたものに

考えられるのでありまして、こういう面の指導、たとえば、今度こういうような面を消費者が要求するであろうから、まず農協が、農民に代るものを生産すべしというような指導の面の徹底等、こういうところの錯誤があるやにも考えられるのでありまして、こういう面の調整、指導が最も必要であり、これが農協に課せられたところの大いなる使命でなければならぬと私は考えるのであります。

〔三ツ林委員長代理退席、安倍委員長代理着席〕
したがって、こういうような点等につきましては、特に受託経営の点についての御指摘等は、私はこれらの方法をとることによって、その農業者自体の直接の指導なり、農協の方々が直接これに携わることによって、直接土に入ることによって、さらに一段と日本農業の進歩をはかることができ得るのだというようにも考えるのでございます。

そういうような点について、欠陥があることはよくわかります。それらの欠陥につきましては、今後はさらに農協の機能の強化をはかり、そうしたような見地から大いにこれらの指導に当たってまいりたい、こういうように考えるわけでございます。

○米内山委員 私の質問に、一部誤解を含むようですから申し上げますが、私は、何も農協が委託を受けるなり、みずから農業経営をやるということを否定するわけではないのです。ただ、一定の条件が備わらない限り、成功する可能性がないという意味を強調しているわけです。
というの、確かに日本の農業の将来にとって、経営規模拡大というのは、個人の自立経営の拡大もありまして、共同による最も大きい経営規模の拡大をしない限り近代化ができない、機械化ができない。そうするとそれなりの、いわゆる進んだ技術の確立という絶対的な条件が必要である。今日の日本の農業には、そういう技術的な確立があるという根拠がないのです。

私は、明日八郎湯へ行って見えますが、国があれだけ力を入れて、コンバインからカントリーエレベーターまでやったあの経営が、今日非常な困難におちいっている。希望を持って入植した人から、どうなるか来て見てくれという要請があつてわれわれは行くのですが、あの経営でさえ困難だという今日、しかも、政府みずから数年間のうちに数千万町歩の水田の作付転換をはかろうとするときに――あらゆる作物の中で稲作が一番安定している。それ以外のものはほとんど不安定なんです。こういうふうの一つ一つの作目が不安定な今日、何人分集めたって、これはプラスにならないのです。なるわけがないのです。ある程度価格の安定性があれば、多くやることによってそこにメリットが生まれるが、やればやるだけ損する。

○九丸はかければかけるほど小さくなるのです。一・一なら大きな可能性もあるが、農業のそういう根底的な問題、前提条件を考えないで、零細農家が離農をしい、そうして点々と虫食状態に放置する農業経営を農協が引き受けてみても、どのような近代的、合理的な経営ができるか、子供でもわかる。これがわからないとすれば、農林官僚というのは何を研究しているのかわからぬということです。これは失敗するにきまっています。成功しないことは明らかだ。
関西にいかにか小さな農家がたくさんあるといつたって、至るところでメロンがつくられるわけじゃないし、温室ブドウがつくられるわけじゃない。おそろしくこういうふうな高度な装置農業をやる人は、こういう委託経営をすることはまだだと思ふのです。条件の悪いところ、そうして離農が進んでいるところがやる。そういうところほど労力が極端に不足している。
現在の農村の状態というものは、米の出荷の最盛期には、精米所で働く人も不足で、組合の参事も専務も倉庫で米のはいつけをしている。こういうふうなことも農業の実情なんです。法律をいふ改正すれば、そういうものが解決され、それがまた農業近代化のパイロットになるなんとい

う、これは、ぼくはおそらく常識じゃなからうと思うのです。これにはんとうに確信があるならば、私はその点だけ、この法律をわれわれが検討する間に明らかにしておいてもらいたい、何年か後には必ずこの回答が出ると思いますから。大臣、この点についての確信のほどを御披露願いたいと思います。

○長谷川国務大臣 だいたいのお話の中にあるような、虫食い状態にしておくという考え方はなくて、そういう虫食い状態にならないように、ひとつ協業化するように、持っていくというか、それを受託して、こういふようなことでございますから、何も虫食い状態にならないことを奨励する意味でも何でもないでございます。

そこで、今後の問題に關しまして、つまり、おっしゃる通りに規模をなるべく大きく持つて、そうして當農に携わる、そうした指導面に農協が中心となつて當たらしていき、こういうような考え方でございいます。

○米内山委員 では、最後に一つだけお聞きしておきますが、委託を受ける者は、何かしらぬ委託料というか、地代にあてはまる分を取らない限り委託する人はなからうと思ふ。この部分を適當に指導するといふような御答弁があつたように聞いておりますが、これは反面農地法の改正に關して、小作料の制限といふものを緩和して、條件を適當なところまでやる、こういうんですが、そうすると、受託料の問題がきつめて微妙になるんです。何との關係になるかといふと、いわゆる自立經營の拡大と關係がある。こういう離農者の、放棄しない委託しようという土地が、周辺の自立農家に流れていってこそ自立經營の拡大といふものはできる。今日それさえ困難なときに、農協がまた新たな路線でこれをやると思ったら、政府が農業基本法で定めた、明らかにうたつてゐる自立經營の拡大を阻害する。阻害關係が出てくる。競合關係が出ないとは限らぬと思ふのです。協業經營においてもまた同じだらうと思ふのです。この点についてはどのような配慮があるのか。特に受

託者と委託者の關係における地代にあてはまる部分と申しますか、端的に申し上げるならば、小作料といふのは不適當かも知れぬが、それにあてはまる部分をどのように想定されてゐるのか伺いたい。

○長谷川国務大臣 その点につきましては、ただいま局長から答弁をいたさせていただきます。

○池田政府委員 それにつきましては、先般もお尋ねがあつたわけでございしますが、私どもは制度といたしましては、これは委託者と農協との間の委託契約によつてきまるわけでございします。

そういうことでございしますけれども、ただいま御指摘になりましたような問題がいろいろあるわけでございしますので、私どもは、その關係が當然適正なものでなければいけない。ただ、それをあまり画一的にするといふことは實際に合わない面もございしますので、實際に合うように、それぞれ事情に応じまして適切な指導を加へたい、こういうふうな考へておるわけでございします。

○米内山委員 終わります。

○安倍委員長代理 引き続き農業振興地域の整備に關する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は一応終了いたしておりますが、他に質疑はございませんか。――別にないようでありますから、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

○安倍委員長代理 引き続き討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○安倍委員長代理 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○安倍委員長代理 この際、本案に対し、兒玉末男君外三名より、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四派共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。兒玉末男君。

○兒玉委員 自由民主党、民主社会党、公明党、日本社会党、四派共同提案による附帯決議案を朗讀いたしまして、提案の説明にかへ、各位の御賛同をいただきたいと存じます。

それでは、まず附帯決議案を朗讀いたします。農業振興地域の整備に關する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に當り、国民食糧の安定的供給確保を使命とする農業の振興がはかられるよう、左記各項の實現に十分留意して、その適正な運用を期すべきである。

一、本年度の運用に當つては、全国的視野から、その指針となるべき「農業生産の地域分担のあり方」を明らかにすること。

二、農業振興地域の指定および同地域整備計画の策定については、特に地域の實情に即応して未利用地、水資源の活用が図られるよう積極的に指導すること。

三、指定地域に対しては、国の農業施策を総合的に集中実施し、特に農業の近代化、機械化に即応する生産基盤の整備を一段と促進するため、これに対する国の高率補助について検討すること。

得については、税制上、金融上特別の措置を講ずること。

ハ、新都市計画法に基づく市街化区域、市街化調整区域と農業振興地域との關係を明らかにして農用地の保全、利用に支障なからしめるとともに、地価対策について特に配慮すること。

右決議する。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○安倍委員長代理 以上で趣旨説明は終わりました。別に御発言もありませんので、直ちに採決いたします。

兒玉末男君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○安倍委員長代理 起立総員。よつて、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。長谷川農林大臣。

○長谷川国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、指導運営に万全を期してまいりたいと存じます。

○安倍委員長代理 なお、ただいま議決いたしました本案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○安倍委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

大臣。

漁業近代化資金助成法案

漁業近代化資金助成法

(目的)

第一条 この法律は、漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行なう長期かつ低利の施設資金の融通を円滑にするため、国が、都道府県の行なう利子補給の措置に対して助成し、又は自ら利子補給を行なう措置を講ずることとし、もつて漁業者等の資本整備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「漁業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 漁業を営む個人

二 漁業生産組合

三 漁業を営む法人(水産業協同組合を除く)であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。)の合計総トン数が千トン(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る漁業協同組合の組合員たる法人にあつては、二千トン)以下であるもの

四 水産加工工業を営む個人

五 水産加工工業を営む法人(水産業協同組合を除く)であつて、その常時使用する従業者の数が四十人以下であるもの

六 漁業協同組合

七 漁業協同組合連合会

八 水産加工工業協同組合

九 水産加工工業協同組合連合会

2 この法律において「融資機関」とは、次に掲

げる者をいう。

一 水産業協同組合法第十一条第一項第一号の事業を行なう漁業協同組合

二 水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

三 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号の事業を行なう水産加工工業協同組合

四 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう水産加工工業協同組合連合会

五 農林中央金庫

3 この法律において「漁業近代化資金」とは、漁業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化に資するため、融資機関が当該漁業者等に対し貸し付ける資金(漁船の改造、建造又は取得に要するもの及び漁具、養殖施設、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するものに限る)で政令で定めるもののうち、次の各号に該当するものをいう。

一 漁業者等に係る貸付金の合計額が、第一項第六号から第九号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては一億円(特別の理由がある場合において農林大臣が承認したときは、その承認した額)以内、同項第一号から第五号までに掲げる者のうち、政令で定める者に貸し付ける場合にあつては四千万円(特別の理由がある場合において農林大臣が承認したときは、その承認した額)以内、その他の者に貸し付ける場合にあつては一千万円の範囲内で政令で定める額(特別の理由がある場合において農林大臣が承認したときは、その承認した額)以内のものであること。

二 償還期限が、二十年の範囲内において政令で定める期限以内のものであること。

三 据置期間が、三年の範囲内において政令で定める期間以内のものであること。

四 利率が、年七分以内で政令で定める利率以

内のものであること。

(都道府県の行なう利子補給に係る政府の助成)

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が融資機関との契約により当該融資機関が貸し付けた漁業近代化資金につき利子補給を行なうのに要する経費の一部を補助することができる。

(政府の行なう利子補給)

第四条 政府は、農林中央金庫が漁業近代化資金(前条の規定による政府の助成に係るものを除く)を貸し付けるときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう。)を農林中央金庫と結ぶことができる。

2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十二年以内とする。

3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定められる金額をこえることとならないようにしなければならない。

4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る漁業近代化資金の各貸付残高(当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高)につき年五厘以内で農林大臣が定める利率により計算する額の合計額を限度とする。

(農林中央金庫法の特例)

第五条 農林中央金庫が第三条の規定による政府の助成又は前条の規定による政府の利子補給に係る漁業近代化資金を貸し付ける場合における当該貸付けについての農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十五条ノ二の規定の適用については、同条中「主務大臣ノ認可ヲ受ケテ簡年以内」とあるのは、「二十箇年以内」とする。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第四項中「利子補給に係る漁業近代化資金」の下に「漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第 号)第三条の規定による政府の助成若しくは同法第四条の規定による政府の利子補給に係る漁業近代化資金」を加える。

理由

最近における水産業金融事情の推移等にかんがみ、漁業者等の資本整備の高度化を図り、その経営の近代化を促進するため、水産業協同組合又は農林中央金庫が漁業者等に対して貸し付ける長期かつ低利の施設資金につき、国が、都道府県の行なう利子補給の措置に対して助成し、又は自ら利子補給を行なう制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○長谷川国務大臣 漁業近代化資金助成法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

わが国の漁業は、国民生活に不可欠な動物たん白食料の供給上重要な役割を果たしておりますが、最近の漁業情勢の進展に即応してその近代化を強力に推進し、生産性の高い漁業経営を育成するとともに、水産物の安定的な供給をはかることが強く要請されております。これに對処して、漁港等の生産基盤の整備、水産資源の維持増大等をはかるとともに、漁船、漁具をはじめ漁業者等の施設の整備拡充を促進することが特に重要と考えらるのであります。このためには、漁業者等に対す

る長期低利資金の融通を一そう円滑にする必要があることは申すまでもないところであり、漁村におけるこれら資金の需要はますます増加する傾向にあります。

このような情勢の中で、漁業金融において重要な地位を占める漁業協同組合等の系統機関におきましては、最近次第に資金量が充実にまいりましたが、資金コストがなお高く、長期低利融資の要請にこたえることが困難な状況にあります。そこでこの際、政府といたしましては、これら組合系統資金を活用して、漁業者等に対し長期かつ低利の施設資金の円滑な融通をはかるために利子補給の措置を講ずる漁業近代化資金融通制度を設けることとし、ここに本法案を提出する次第であります。

以下、本法案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、本法案による漁業近代化資金の内容は、漁業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化に資するため、漁業協同組合等の融資機関が貸し付ける施設資金のうち、貸し付け限度額、償還期限及び利率等が一定の要件に該当するものとしております。

次に、本資金にかかる利子補給の措置といたしましては、融資機関が貸し付ける漁業近代化資金につき、通常の場合には、都道府県が行なう利子補給の措置に対して国が助成することとし、農林中央金庫が全国段階の連合会等に本資金を貸し付ける場合には、政府が同金庫に直接利子補給を行なう道を開くこととしております。

以上が、本法案の提案理由及びその主要な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○安倍委員長代理 以上で趣旨説明は終わりました。

次回は明十七日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四分散会

昭和四十四年四月二十六日印刷

昭和四十四年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局